

播磨町部活動地域展開推進事業
播磨町部活動地域展開支援事業

危機管理マニュアル



てんいちさん



たてよこさん

令和8年7月

播磨町・播磨町教育委員会

目 次

I	地域クラブの危機管理	1
II	事前の危機管理体制	
1	未然防止	2
	(1) 危機管理体制の整備 (2) 危機管理の組織 (3) 連絡体制の整備	
	(4) 事象別対処マニュアルの作成	
	— 生徒輸送安全管理マニュアル —	3
	① 生徒輸送の安全管理	
	② 引率指導者の役割と責任	
	③ 生徒への安全指導の徹底	
	④ 緊急安全対応の整備(行政への報告ルート)	
	⑤ 事後報告の徹底	
	⑥ 輸送時の保険加入	
	(5) 訓練・研修・教育 (6) 各機関との連携	
2	事故発生直後の迅速な対応	5
3	事後の対応	7
III	個別の危機管理	
1	クラブ活動	8
	(1) 心肺停止事故 (2) 意識不明 (3) 骨折事故 (4) やけど事故 (5) 実験中のガラス器具破裂	
	(6) 蜂刺され (7) 遠征等遠隔地におけるバスの交通事故	
	(8) インターネット検索による不適切な画像の閲覧 (9) 熱中症事故 (10) コンパートメント症候群	
	(11) 脳脊髄液減少症 (12) 事故による意識不明	
2	活動場所への移動	19
	(1) 移動中の交通事故	
3	人権・同和	20
	(1) クラブにおける人権侵害	
4	問題行動	23
	(1) いじめ (2) インターネットの掲示板やSNS等での誹謗中傷 (3) クラブ内における生徒間暴力	
5	犯罪	27
	(1) 不審者の侵入事件	
6	情報	29
	(1) 個人情報記載文書等の盗難事件 (2) ネットワークからの情報流出(情報セキュリティ対策	
	(3) 個人情報記載文書及び作品等の紛失 (4) 個人情報記載文書の誤配信・誤送付	
7	災害	33
	(1) 火 災	
8	自然災害	34
	(1) 地 震 (2) 台風・集中豪雨	
9	新たな危機事象	37
	(1) 弾道ミサイル	
IV	事後の危機管理	
1	事後の対応	38
2	心のケア	40
3	調査・検証・報告・再発防止策等	41
	【 資 料 】	
	○ 報道対応	44
	○ 地域クラブ代表者及び指導者の行動ポイントチェックリスト	46
	○ 地域クラブにおける危機発生時の対応チェックリスト	47
	○ 事項等発生時の対処及び連絡体制	49

I 地域クラブの危機管理

1 危機管理の目的

危機管理とは、事故や事件、災害、不祥事などあらゆる危機を予知し回避するための方策を講じるとともに、危機発生時には被害や問題を最小限にとどめるための適切な対応をとることである。プロセスとして、「未然防止」「危機発生時の対応」「再発防止」の取組までを含んだものである。

2 対象とする危機

対象とする危機について例示する。危機についてはいろいろな観点から分類できるので、ここでは、被害の対象と原因により分類することとする。

No.	項 目		危機の例示
1	活 動 中	活動中	死傷事故
2			熱中症
3			コンパートメント症候群
4			脳脊髄液減少症等
5	移 動 中	移動中	死傷事故
6	健 康	感染症	インフルエンザ等による集団感染
7		アレルギー	食物アレルギーによる症状
8	人 権 ・ 同 和	人権侵害	差別事象
9	問 題 行 動	暴力行為	生徒による暴力行為
10			対指導者暴力、等
11		いじめ	ネット上の誹謗中傷、等
12	犯 罪	不審者	不審者による殺傷、連れ去り等
13		盗難	外部者による物品盗難や器物破損
14		テロ・有事	水道への毒物混入、爆破予告
15	指 導 員	不祥事	不祥事（飲酒運転、暴力行為、セクハラ等）
16			個人情報漏洩
17		健康管理	心身の不調
18		事故	交通事故
19	施 設 設 備	施設管理	施設の保守管理
20			修繕不備による人身事故
21	財 務 関 係	資金管理	公金遺失
22		会計処理	不適切な公金支出
23	情 報	個人情報	個人情報漏洩(再掲)
24		システム	ウイルスによる影響
25	業 務 執 行	保護者・地域	不適切対応による信用失墜
26		威力業務妨害者	不当要求による威力業務妨害
27	災 害	火事	火災によるパニック
28	自 然 災 害	地震・津波・風水害等	地震・津波によるパニック

Ⅱ 事前の危機管理体制

1 未然防止

(1) 危機管理体制の整備

重大な事故が発生するまでには、軽微な事故等の前兆があり、これらの前兆を見逃さないことが重要である。地域クラブ活動では指導者一人ひとりが、活動等に潜むリスクを把握し、未然防止策を講じるとともに、研修や訓練をとおして危機に対する感性を磨き、その前兆を見逃さず的確に対応しなければならない。

併せて、本町の部活動地域展開推進事業は、行政(播磨町・播磨町教育委員会)、運営団体(NPO 法人スポーツクラブ 21 はりま(以下、「運営団体」という。))、実施主体(各認定地域クラブ)の三層構造で実施している事業であり、実施主体からの事業申請を受け運営団体が事業承認し活動及び活動報告することが基本となっており、さらなる報告・連絡・相談の徹底を図り事業を推進していく必要がある。

(2) 危機管理の組織

未然防止対策を徹底するため、毎年度当初、新しい活動に取り組む際に、クラブ内で十分に協議しながら、活動に潜んでいる危機の予知・予測を行う。

クラブ代表者は、危機管理責任者として、生徒の安全を第一に考え、危機発生時の迅速かつ的確な対応を行うとともに、関係機関との連絡調整並びに情報提供・発信の責任者となる。

クラブ役員や指導者は、連絡体制の整備、研修や訓練の企画や実施など危機管理の進行管理を行う。危機発生時には、クラブ代表者の指示に基づき、関係機関との連絡調整やクラブ内の調整等を行い、運営団体、播磨町教育委員会または住民協働部協働推進課(以下、「播磨町」という。)に報告する。

指導者は、実際の事故・事件現場における状況把握をし、クラブ代表者に連絡するとともに、クラブ代表者の指示に基づき対応を行う。

(3) 連絡体制の整備

危機発生時に、想定される被害を最小限に抑えるかは、迅速かつ正確な情報伝達にかかっている。次のように、誰が、何をどう伝えるのかを確認する必要がある。

- ① 事故や事件の状況把握を誰がするのか。
- ② 誰がどう動くのか(病院への移動を含めて)。
- ③ 保護者、運営団体及び播磨町への連絡は誰が行うのかこのような組織的な動きを、クラブ内全員で事前に確認し合うことが大切である。

(4) 事象別対処マニュアルの作成

地域クラブにおいては、クラブの特徴や地域の実情に応じて、危機発生に備えた体制の整備、訓練の実施など事前対策の実施、また、危機発生時の情報収集・伝達や被害拡大を防ぐための応急対策の実施、被害者の心のケアを含むフォローなど事後対策の実施等について定めた個々の事象別対処マニュアルを作成して、クラブ内全員に周知することが大切である。

その際の基本的事項のひとつである「生徒輸送安全管理マニュアル」を次のとおり参考に記載する。

— 生徒輸送安全管理マニュアル —

① 生徒輸送の安全管理

≪移動手段の基本≫

- 原則、公共交通機関を使用することとし、その他については、次のとおりとする。

≪生徒の活動内容別移動手段≫

		1	2	3	4	5	6
		徒歩	自転車	公共 交通機関	庁用バス	緑ナンバー バス	レンタカー 自家用車 (指導者運転)
練習		○	○				
練習試合	1～3可能	○	○	○			
	1～3不可				△	△	△
公式戦	1～3可能	○	○	○			
	1～3不可				○	○	△

- ※練習試合：原則1～3で対応可能な学校や地域クラブとマッチング
- ※公式戦：経費負担3のみ（東播大会以上）
- ※公式戦：経費負担の考え方を変更（現状：東播大会以上）
- ※公式戦：原則4、5を推奨
- ※公式戦：準公式戦は出場大会を精選

- 遠征等で地域クラブとして車両を手配する場合は、庁用バスの使用、もしくは地域クラブの予算の範囲内で「緑ナンバー（一般貸切旅客自動車運送事業者）」のバス配車を最優先とする。
- 公共交通機関やバス等を利用する場合、指導者は必ず引率・同乗する。

≪運行計画の承認プロセス≫

- 指導者は、原則、遠征や練習試合の1か月前までに「遠征計画書（兼 車両運行計画書）」「安全管理チェックシート」をクラブ事務局及び運営団体へ提出し、承認を得なければならない。

〈報告内容〉

・日時 ・場所 ・目的 ・参加者（指導者、生徒）数 ・移動手段 ・経費、等

≪体調確認およびアルコールチェックの義務化≫

- 自家用車を指導者等が運転する場合、乗車前後に体調確認を必ず行い、クラブ事務局へ自己申告する。体調が優れないときは運転等はしてはいけない。
- 地域クラブの所有車やレンタカーを指導者等が運転する場合、乗車前後にアルコールチェッカーによる測定を行い、その結果を記録簿に記録して事務局へ提出する（白ナンバー事業者の規定に準ずる）。

② 引率指導者の役割と責任

学校の教職員とは異なり、地域クラブの指導者は播磨町からの委嘱・任命により従事しての立場となりますが、活動中の生徒に対する安全配慮義務の重さは変わりません。

≪役割の明確化≫

- 運行管理者としての役割 ➡ 運転手への過労運転の防止指示、ルートの指示
- 現場責任者としての役割 ➡ クラブ事務局と現場（生徒・保護者）をつなぐパイプ役

《移動フェーズごとの行動》

タイミング	指導者が行うべき具体的な行動
集合 乗車時	- 参加者名簿と照合し、確実に点呼を行う。 - 欠席者がいる場合は、速やかに保護者および事務局へ連絡する。
移動中	【公共交通機関の場合】 - 一般の乗客の迷惑にならないよう、マナーを監視する。 【バス等の場合】 - 車酔い、体調不良者の有無を定期的に確認する。
解散時	現地解散の場合、保護者への引き渡しを原則とする。

③ 生徒への安全指導の徹底

学校の管理下から離れた地域クラブだからこそ、生徒自身の自律的な安全意識が求められます。

《現地集合・解散時の安全指導》

- 自転車や徒歩での移動時、ヘルメットの着用（自転車[県条例に基づき自転車保険に加入義務化]の場合）や交通ルールの遵守を徹底させる。
- 寄り道をせず、指定されたルートで直行直帰するよう指導する。

《公共交通機関利用時のマナーと安全》

- 一般の利用者の迷惑となる「広がって歩く」「大声での会話」等を厳禁とする。

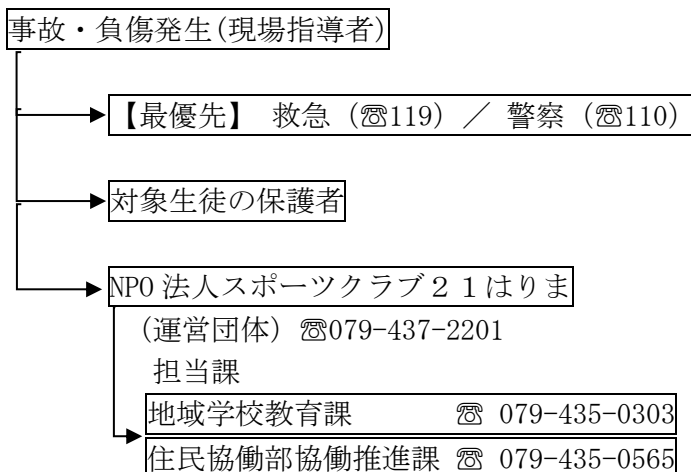
《車内での安全行動》

- シートベルトの着用を全員確認できるまで出発しない。
- ゴミは各自で持ち帰り、車両を汚さない（マナー指導）。

④ 緊急時安全対応の整備（行政への報告ルート）

行政主導の認定クラブでは、事故発生時の運営団体や播磨町への迅速な報告が必須です。

【緊急連絡フローチャート】



救急バッグ添付連絡先カード			
もしものときの 緊急連絡先			
事故・事件 ☎ 110	救急車・消防 ☎ 119		
緊急医療機関	救急車を呼ぶか迷ったら...		
警察署	学校		
施設 SC21はりま ☎ 079-437-2201	行政 地域教育係 ☎ 079-435-0303		
その他連絡が必要な部署 ☐ 保護者 ☐ ☐			
事務局情報(代表者・指導者等)			
氏名		TEL	
活動場所			
施設名			
住所			
TEL			

⑤ 事後報告の徹底

事故の大小に関わらず、発生から 24 時間以内に「事故報告書」を作成し、実施主体のクラブ事務局を経由して運営団体へ提出する。

⑥ 輸送時の保険加入

《クラブが推奨・加入する保険》

- クラブの生徒・指導者は、スポーツ安全保険への加入を義務化としている。

- 遠征等で保護者の車両を「公式な移動手段」として一時的に認める（どうしても公共交通機関がない）場合は、以下の必須条件を満たした車両のみとする。

【保護者車両等の必須条件】

<任意保険等の加入及び内容>

- ・ 対人賠償責任保険：無制限
- ・ 対物賠償責任保険：無制限（または 3,000 万円以上）
- ・ 人身傷害補償保険：3,000 万円以上（同乗している生徒も補償されるタイプ）

（５）訓練・研修・教育

安全計画に沿った安全教育の推進や様々な危機を想定した事象別対処マニュアルによる実践的及び今日的課題に対応した訓練・研修の実施に努める。

（例）訓練：指導者等連絡網に基づく休日・夜間等の連絡訓練

子どもの発達段階に応じた危機回避能力や防災対応能力となる「生きる力」をつけるため、生活安全（防犯を含む）・交通安全・防災を内容とした安全教育が実施されるよう努める。

（６）各機関との連携

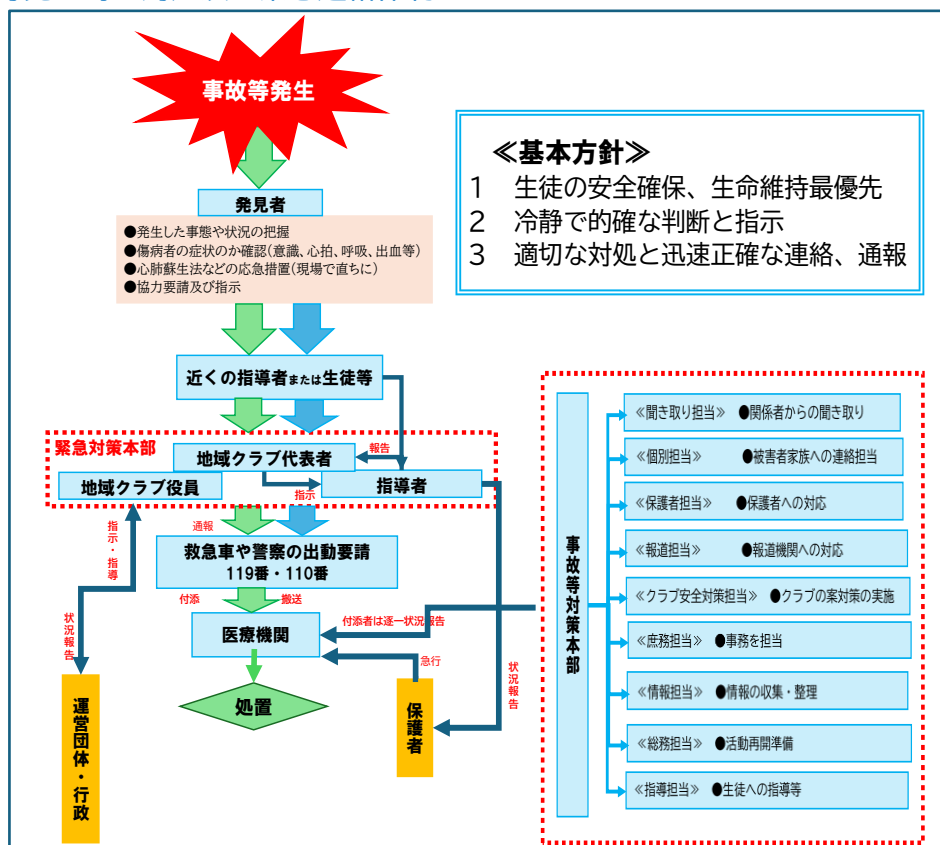
発生した危機によっては、地域クラブ内の対応だけでなく、地域や町内全体など広い範囲で対応し情報を共有化することが必要な場合がある。また、学校や播磨町への速やかな情報の共有化や交流、対策の実施なども必要である。

２ 事故発生直後の迅速な対応

危機が発生した場合、「子どもの安全・安心の確保」を最優先として、被害拡大の防止、復旧等を目的とした対応策を検討し実施する。

事故等による傷病者を発見した際には、第一発見者は被害生徒等の症状を確認し、近くにいる指導者や生徒等に応援を要請するとともに、被害生徒等の状況に応じて、速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当てを行い、症状が重篤にならないようにすることが大切である。

《事項等発生時の対処及び緊急連絡体制》



事故等の発生時には、応急手当や通報とともに、被害生徒等の保護者への連絡や他の生徒等への対応等、同時に多くの対応を行うことが求められます。全指導者が共通に理解し、組織的な対応が行えるようにしておかなければなりません。

《被害生徒の保護者への連絡の留意点》

- 被害生徒等の保護者に対し、事故等の発生（第1報）を可能な限り早く連絡します。その際、事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理したうえで行います。
- 被害の詳細や搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第2報を行うとともに、以後、正確かつ迅速な連絡に努めます。

* 緊急の際の連絡方法を複数確保しておくとともに、搬送車や搬送先を記録しておきます。

《危機発生時の対応のプロセス》

- ・ 状況把握（情報の収集と事態の見極め）
- ・ 初動体制の確立
- ・ 応急対策の実施

（１） 状況把握

- ・ 危機が発生した場合、迅速かつ的確に情報の収集・記録・伝達・分析・共有を行い、事態を見極める。危機発生を把握した指導者もしくは危機発生の報告を受理した指導者は、危機の詳細がわからなくても、速やかに地域クラブ役員や運営団体及び播磨町に口頭で報告する。報告は正確を期するため、口頭報告後、報告内容を記録する。
- ・ 報告を受けたクラブ代表者は、現在どのような状況にあるかを認識する。
- ・ クラブ代表は被害の大きさ、関係機関による対応の必要性、報道の可能性、運営団体や行政による支援の必要性等を判断し、速やかに運営団体に報告する。なお、第一報は速報として概要を報告し、第二報以降で詳細を報告する。クラブ代表者が不在の際も緊急連絡ができるようにしておくこと。万が一連絡がつかない場合は指導者が運営団体や行政等の関係機関へ速やかに報告ができるようにしておく。
- ・ クラブ代表者は担当者を定め、情報収集と記録、定期的な報告の指示を行う。
- ・ 定期活動場所以外において危機が発生した際、クラブ代表者が必要と判断した場合は速やかに担当者を決定のうえ、現地に派遣し現場での情報収集や対応を行わせる。

（２） 初動体制の確立

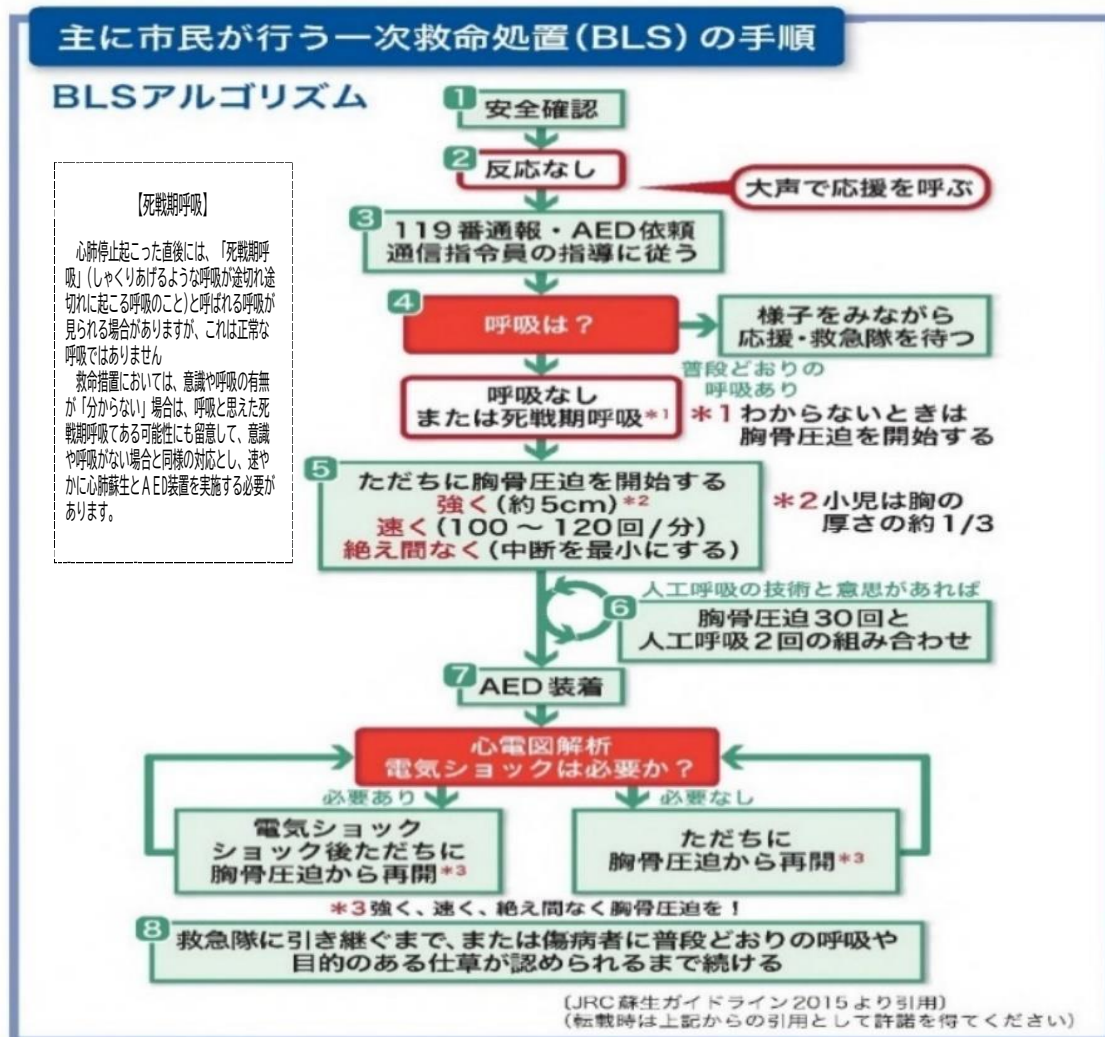
危機発生時の報告を受けたクラブ代表者は、入手した情報をもとに初動対応体制を立ち上げる。

（３） 応急手当を実施する際の留意点

突然倒れた場合などは「119番」に通報し救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置が求められる。事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動しなければなりません。

- 被害生徒等の生命に関わる緊急事案については、クラブ代表者への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- 指導者は事故等の状況や被害生徒等の様子に動揺せず、またその他の生徒等の不安を軽減するように対応する。
- 応急手当を優先しつつも、事故等の発生状況や事故等発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心掛け、対応が一段落した時点でメモを整理する。（応援に駆けつけた他の指導者に対し、記録担当の役割を指示する。）

《主に市民が行う一次救命措置(BLS)の手順》



3 事後の対応

(1) 子どもの安否確認

危機発生後、指導者は速やかに生徒の負傷の状況や安否情報など、組織的に情報の集約に努めクラブ代表者に報告する。また、活動場所に待機させるか、保護者に引き渡すかなど、状況を把握し、安全を確保した帰宅方法等について判断する必要がある。

(2) 教育活動の継続

生徒の安全が一旦確保された後、その後の対応や対策についての方針・具体的業務内容を決め、クラブ活動の継続について決定していく必要がある。

(3) 心のケア

危機の発生により、生徒が心に傷を受け、生活に大きな支障を来すことがあり、場合によっては長期にわたって心のケアを実施することが必要である。クラブを中心に支援体制を確立し、生徒の心身の健康状態の把握に努めることが大切である。

(4) 再発防止

事故等発生直後の対応終了後、事故等の発生した経緯情報を整理し、保護者等への説明や対応及び運営団体、播磨町に報告を行う。また、調査結果を今後の地域クラブ活動事故の予防・再発防止に役立てることが必要である。

Ⅲ 個別の危機管理

1 クラブ活動

— 心肺停止事故 —

☆事故発生からの対応のポイント

《状況把握とその対応》

- ① 意識の有無などの状況を迅速に把握し、救急車を要請するとともに、心肺蘇生（AEDの使用を含む）や応急手当等を最初に駆けつけた地域指導者が行う。
- ② クラブ代表者への連絡、他の指導者の応援を依頼する。
- ③ 負傷者を運搬する場合は、負傷者を安静にすることが必要である。その際、体位、保温、環境の整備について配慮する。
- ④ 負傷者を病院へ搬送するとともに、速やかに保護者と連絡をとる。救急車には、地域指導者が同乗する。
- ⑤ 事故を目撃した児童生徒に対して、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

《保護者への連絡、運営団体・播磨町への報告》

- ① 地域指導者から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や児童の状況、搬送先などを伝える。
- ② 地域クラブ代表者と地域指導者は、速やかに病院に駆けつけ、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 地域クラブ代表者は、文書による事故報告の前に、電話で事故の概要の第一報を速報として運営団体・播磨町に報告する。
- ④ 事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ 播磨町は、地域クラブ代表者と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供をする。

《事後措置》

- ① 保護者に事故発生の状況、スポーツ安全保険給付の手続き、治療費等についての説明を行う。
- ② 外部への情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯して混乱することがないように配慮する。
- ③ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して、事故発生報告書を運営団体・播磨町へ提出する。
- ④ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- ⑤ 児童の心のケアに努める。

☆安全指導の充実

《活動中における事故防止》

- ① 生徒の健康診断（メディカルチェック）や当日の生徒の体調の把握を適切に行う。
- ② 地域指導者の健康観察だけでなく、生徒に自分の身体は自分で守るという意識を持たせ、準備運動時に体調の自己チェックを行わせる。

— 意識不明 —

☆事故発生からの対応のポイント

《状況把握とその対応》

- ① 意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などをすばやく観察し、傷病者の状況を迅速に把握する。傷病者を安静にすることが必要である。その際、体位、保温、環境に配慮する。
- ② 救急車の要請と地域クラブ代表者への連絡、他の指導者の応援を依頼する。
- ③ 負傷者を病院へ搬送するとともに、速やかに保護者と連絡をとる。

- ④ 救急車には、地域指導者が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、地域クラブ代表者に報告する。また、保護者が到着した後、地域クラブ代表者の指示があるまでは生徒につき添い続ける。
- ⑤ 事故を目撃した生徒に対し、聴き取りを行う。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

《保護者への連絡、運営団体・播磨町への報告》

- ① 地域指導者から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。
- ② 地域指導者は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 地域クラブ代表者は、文書による事故報告の前に、電話で事故の概要の第一報を速報として運営団体・播磨町に報告する。
- ④ 事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ 運営団体・播磨町は、地域クラブ代表者と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供をする。

《事後措置》

- ① 保護者に事故発生の状況、スポーツ安全保険給付の手続き、治療費等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して事故の原因を調査し、事故発生報告書を運営団体・播磨町へ提出する。
- ③ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯して混乱することがないように配慮する。
- ④ 生徒の心のケアに努める。
- ⑤ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

☆安全指導の充実

《クラブ活動中の事故防止》

- ① 安全面に十分配慮しながら、生徒の実態に即した指導計画を立て、個々の能力・適性や興味・関心等に応じた指導に努める。
- ② 生徒が常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を育成する。
- ③ 使用する施設、器具等については、日常の安全点検を行うとともに、それらの使用上の注意等についての指導を徹底し、事故防止に努める。
- ④ あらかじめ、既往症等の有無を把握し、日常の健康観察を十分に行って適切な指導を行う。
- ⑤ 休み時間等に、学習した技などを用いてふざけることがないよう、事故の危険性を踏まえ生徒への指導を徹底する。

《事故発生に備えた地域クラブの体制確立》

- ① 年度当初に事故発生時の指導者の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、活動中に携帯する応急セットに緊急連絡先一覧を添付しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、活動中に携帯する応急セットに掲示しておく。（前掲）
- ③ 心肺蘇生（AEDの使用法を含む）や応急手当等について、毎年、救急法の講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。



☆事故発生からの対応のポイント

《状況把握とその対応》

- ① 事故の状況を把握し、負傷した生徒の状況に応じて応急手当を講じる。
- ② 負傷した生徒が動けない(動かない方がよいと判断したとき)状況であれば、他の指導者への連絡と応援を要請し、他者等が駆けつけるまでその場で可能な応急手当を迅速に行うとともに、負傷の程度を確認する。
- ③ 病院での治療が必要な場合は、速やかに保護者と連絡を取り、希望する病院があるかなど保護者の意向を十分に聴き取り、負傷者を病院へ搬送する。
- ④ 指導者が病院に同行し、医師に事故発生時の状況を報告する。
- ⑤ 事故を目撃した生徒に対して、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないように十分な指導を行う。

《保護者への連絡、運営団体・播磨町への報告》

- ① 指導者から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。
- ② 指導者は、速やかに病院に駆けつけ、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 地域クラブ代表者等は、文書による事故報告の前に、電話で事故の概要の第一報を速報として運営団体または行政に報告する。
- ④ 必要に応じて速やかに、学校医へ連絡する。

《事後措置》

- ① 保護者に事故発生の状況、スポーツ安全保険給付の手続き、治療費等についての説明を行う。
- ② 外部への情報を提供する場合、窓口を一本化することで、複数の異なる情報が交錯して混乱することないように配慮する。
- ③ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録し、事故発生報告書を播磨町へ提出する。
- ④ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

☆安全指導の充実

《クラブ活動中の事故防止》

- ① 安全面に十分配慮しながら、児童の実態に即した指導計画を立て、個々の能力・適性や興味・関心等に応じた指導に努める。
- ② 生徒が常に安全に留意して活動する能力、態度及び習慣を育成する。
- ③ 使用する施設や器具等については、日常の安全点検を行うとともに、それらの使用上の注意等についての指導を徹底し、事故防止に努める。
- ④ あらかじめ、活動に支障のある既往症等の有無を把握し、日常の健康観察を十分に行い、これに基づいて適切な指導を行う。

《事故発生に備えた地域クラブの体制確立》

- ① 年度当初に事故発生時の指導者の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、活動中に携行する応急セットに緊急連絡先一覧を添付しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署や医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、活動中に携行する応急セットに掲示しておく。
- ③ 心肺蘇生(AEDの使用法を含む)や応急手当等について、毎年、救急法の講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

【骨折の手当について】

① 骨折の手当

少しでも骨折が疑われるときは骨折の手当を行う。骨折自体は、生命の危険は少ないので、手当はあわてず確実に行う。緊急避難が必要なとき以外はむやみに負傷者を動かさず患部を固定してから医療機関への搬送を行う。

- 全身及び患部を安静にし、患部を固定する。(骨折した手足の末梢を観察できるように手袋や靴、靴下は予め脱がせておく)
- 骨折が屈折している場合、無理に正常位に戻さず、そのままの状態に固定する。
- 固定後は負傷者の最も楽な体位にし、腫れを防ぐために、できれば患部を高くする。
- 全身を毛布などで包む。

※ 開放性骨折の場合は上記の手当と同じであるが、特に次のことを注意する。

- ・ 出血を止め、傷の手当をしてから固定する。
- ・ 骨折部位を元に戻そうとしてはいけない。
- ・ 患部を締めつけそうな衣類は脱がせるか、傷の部分まで切り広げる。

② 骨折の観察

症状を調べる骨折の部位は1箇所だけとは限らないので、全身をよく注意して調べる。

※ 骨折の症状には腫れ、変形、皮膚の色、その部分に触った場合の激痛がある。

- 負傷者に聞く

負傷者の意識がはっきりしているときは、負傷者に聞く。受傷時の状況については、負傷者にも分からないときがあるので、周囲の目撃者にも聞いて判断の参考にする。

③ 固定の方法（固定法）

固定には普通、副子を用いるが、包帯や絆創膏、手拭い、ストッキングなどで負傷者自身の体に直接固定する方法もある。

《副子》

副子とは骨折部の動揺を防ぐため、上肢、下肢及び身体に当てる支持物をいう。

骨折部の上下の関節を含めることのできる十分な長さ、強さ、幅を持つものが有効であり、その条件を備える物ならば、どんなものでも構わない。身近にある新聞紙、雑誌、段ボール、棒、杖、傘、野球のバット、毛布、座布団なども利用できる。

- 副子の当て方

- ・ 救助者の1人が、骨折部を動揺させないようにしっかり支えておく。
- ・ 皮膚との間、特に骨ばった場所、かかと、手首、膝、手首、肘などには、タオルなど柔らかい布を十分に入れる。
- ・ 副子は骨折部が動かないように骨折部の上下から包帯でしっかり固定するが、末梢の血行を妨げない程度の強さにする。
- ・ 骨折部の腫脹が進み、固定の包帯がしまり過ぎて痛くなったり、血行を妨げ皮膚の色が変わったりすることがあるので、固定した後もよく観察する必要がある。

— やけど事故 —

☆事故発生からの対応のポイント

《状況把握とその対応》

- ① 事故直後は騒然とした状態になることが予想されるが、指導者は事故の状況を把握し、以下の適切な行動をとる。
- ② ガスコンロ・アルコールランプ・バーナーなどを速やかに消火する。
- ③ やけどの程度を確認し、重大な場合は、救急車の手配をする。
- ④ 指導者は、他の指導者等の応援を頼むため、生徒を施設管理者等のところへ行かせる。
- ⑤ 担当教員は、他の指導者等が到着するまで、患部の冷却等の応急手当を講じる。
- ⑥ 病院での治療が必要な場合は、速やかに保護者と連絡をとって、希望する病院があるかなど保護者の意向を十分に聴き取り、負傷者を病院へ搬送する。
- ⑦ 指導者が病院に同行し、医師に事故発生時の状況を報告する。その後、速やかに、病院名と電話番号等を地域クラブ代表者・運営団体に連絡する。
- ⑧ その他の生徒については、動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。
- ⑨ やけどの状況次第では、地域クラブ代表者が病院へ行く。また、必要に応じて、他の指導者を応援に向かわせる。

- ⑩ 運営団体・播磨町は、地域クラブ代表者と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供をする。

《保護者への連絡、運営団体・播磨町への報告》

- ① 指導者は、事故発生から速やかに保護者との連絡をとり、円滑な対応に努める。
② 地域クラブ代表者は、速やかに運営団体・播磨町等へ連絡・報告する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。

《事後措置》

- ① 保護者に事故発生の状況、スポーツ安全保険の手続き、治療費等について説明を行う。
② 事故についての指導者の共通理解の場を設け、噂や中傷のため個人のプライバシーが損なわれないように配慮する。また、関係機関等へは地域クラブ代表者が対応する。
③ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録し、事故発生報告書を運営団体・播磨町へ提出する。
④ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
⑤ 情報を聞いて、取材にくるマスコミ関係者の窓口を一本化する。
⑥ 負傷した生徒および他の生徒の心のケア対策にも配慮する。

☆安全指導の充実

《実習・実験等における安全指導》

- ① 年間指導計画の中で、可能な限り安全性が高く、効果的な実験・実習の方法を選ぶ。
② 生徒の実習における基本操作や器具の正しい使い方等の安全教育を徹底する。
③ 実習室・理科室（準備室も含む）の整理と清掃を徹底し、器具の点検や整備を日頃から心がける。
④ 実習室・理科室には、消火器や濡れ雑巾等を用意しておく。また、救急箱を取り出しやすい場所に備えておくことが望ましい。
⑤ 予備実験を行うことで、観察や実験のより一層の安全を確保する。
⑥ 薬品台帳を整備し、薬品管理を徹底する（毒劇薬は特に厳重に管理する）。



てんいちさん



たてよこさん

【やけどの手当】

① やけどの手当

- 1 度、2 度のやけどで範囲が狭い場合は、冷たい水や水道水で痛みが取れるまで冷やす。
この時、勢いよく出ている水道水などを直接当てないように注意する。
- 2 度、3 度の場合、冷たい水、水道水で冷やし、その後も濡れたタオルや氷水を入れたビニール袋などで冷やしておく。衣類で覆われている場合は、そのまま急いで冷水をかける。水疱（水ぶくれ）はつぶしたりせず、消毒した布か洗濯した布で覆いその上から冷やししながら医療機関に搬送する。
- やけどの範囲が広い場合は体温をひどく下げる危険性があるので、10 分以上広範囲を冷却することは避ける。
- 軟膏、油、消毒薬などは医師の診察の妨げになるため、塗らない。
- 手足のやけどであれば、患部を高くする。
- 意識がはっきりとしていて、吐き気がなく、医療機関まで時間がかかる場合は水分を与える。

② やけどの程度

程度	障害組織	外見	症状
1 度	表皮層	皮膚が赤くなる。	痛み、ひりひりする感じ
2 度	真皮層	皮膚は腫れぼったく赤くなり、水ぶくれになるところもある。	真皮浅層の障害（浅 2 度）では、強い、焼けるような感じ。真皮層の障害（深 2 度）では、痛みは皮膚の感じが分からなくなる。
3 度	皮下脂肪組織	皮膚は、乾いて、かたく、弾力性がなく、蒼白になり、場所によってはこげてくる。	痛みで皮膚の感じが分からなくなる。

— 蜂刺され —

☆事故発生からの対応のポイント

《状況把握とその対応》

- ① 救急車の要請及び、負傷した生徒の応急処置を迅速に行うと同時に、他の引率者は速やかに生徒を安全な場所に避難させる。
- ② 事故発生の連絡を受けた指導者は、事故の発生場所や 119 番の通報の有無、刺された生徒の名前及び症状と既往歴等を確認し、直ちに地域クラブ代表者等に報告する。
- ③ 地域クラブ代表者等は、状況に応じ他の指導者を事故現場に急行させるとともに、速やかに保護者への連絡を指示する。また、刺されていない生徒を安全な場所（屋内等）に移動させ、指導・管理するように指示する。
- ④ 指示を受けた指導者は、速やかに保護者と連絡をとり、希望する病院があるかなど保護者の意向を十分に聞き取る。
- ⑤ 引率者は、下記の対応を行う。

《救急車が到着するまで》

- ・ 針が残っていたら、根本から毛抜きで抜くか、横に払って落とし、冷湿布をする。
 - ・ 恐怖心を与えるような言動を避け、励ましといったわりの言葉をかける。
 - ・ 救急車には、指導者が同乗する。また、保護者が到着しても、地域クラブ代表者等の指示があるまでは生徒に付き添い、保護者から傷病の状況を聞き、状況の把握に努める。
- ⑥ 運営団体・播磨町は、地域クラブ代表者と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供をする。

《保護者への連絡、運営団体・播磨町への報告》

- ① 指導者は、事故発生から速やかに保護者との連絡をとり、円滑な対応に努める。
- ② 地域クラブ代表者は、速やかに運営団体・播磨町等へ連絡・報告する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。

《事後措置》

- ① 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、地域クラブ代表者は情報を整理して事故の原因を調査し、事故発生報告書を運営団体・播磨町へ提出する。
- ② 事故の原因の所在の如何にかかわらず、指導者が、保護者に誠意をもって対応する。
- ③ 保護者に事故発生の状況、スポーツ安全保険の手続き、治療費等について説明を行う。
- ④ 他の生徒に事情を正しく説明する。
- ⑤ 必要に応じて、クラブ保護者会の開催や家庭への通知の配布により、正確な情報を保護者に提供し、理解を求める。
- ⑥ 指導者の情報共有については、反省点や再発防止のための資料となるよう要点をまとめ整理する。
- ⑦ 事故現場における安全上の問題点で、整備が必要であれば、関係機関等と協議し改善を図る。
- ⑧ 事故の教訓を生かして、地域クラブ活動における安全指導の徹底を図る。
- ⑨ 報道関係者の対応窓口を一本化する。
- ⑩ 事故に関してショックを受けた生徒がいる場合は、個別に対応する。また、ショックが大きい場合には、指導者が家庭訪問を行い、必要な場合はカウンセラー等によるケアを行う。

☆安全指導の充実

《事故原因と対応についての分析》

- ① 事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について地域クラブ内での共通理解を図る。
- ② 事故再発防止のため、指導計画の内容について、十分な実地調査による危険箇所の確認に基づく、安全指導と安全管理の徹底を図る。
- ③ 緊急時におけるクラブ活動における指導者の安全管理体制を再度確認する。

《事故発生に備えた地域クラブ体制の確立》

指導のあり方について、一つ一つ丁寧に見直し、生徒の安全確保に関する課題があれば早急に解決する。

（安全確保のためのチェックポイントの参考例）

- ① 指導者の指導のあり方や役割を具体的に示した年間指導計画の整備
- ② 事前の実地調査をもとに、安全に配慮（交通の状況、活動場所の状況、活動形態等）した適切な活動計画の作成と指導
- ③ 適切な活動範囲の設定と活動グループの編成
- ④ 緊急時の連絡先と連絡方法の徹底、及び電話等の連絡手段の確保
- ⑤ 危険箇所の状況に応じた引率者の役割分担及び配置
- ⑥ 生徒への事前、当日、事後の指導
- ⑦ 生徒のアレルギーや既往歴等の把握
- ⑧ 安全を最優先した活動について、保護者等のボランティアとの共通理解と連携

— 遠征等遠隔地におけるバスの交通事故 —

☆事故発生からの対応のポイント

《状況把握とその対応》

- ① バスに乗っていた指導者は、負傷した生徒に応急手当を講じる。
- ② バスに同乗している指導者等は必要に応じて救急車を要請する。
- ③ 指導者は他の生徒のけがの状況も把握し、生徒を落ち着かせる。

- ④ 指導者は事故の状況を確認めるとともに、他の指導者等の役割分担を決め、当面の対応を指示する。
- ⑤ 指導者は、救急車で病院に運ばれた生徒の付き添いと負傷の程度を把握させる。
- ⑥ 指導者は、けがのない生徒を宿舎等に移動させ、他の指導者等に指導と管理をさせる。また、宿舎等では対策本部を設置し、地域クラブ代表者及び病院にいる指導者と緊密な連絡をとる。なお、必要に応じ地域クラブ代表者は病院へ向かう。
- ⑦ 地域クラブ代表者は運営団体・播磨町等へ連絡するとともに、窓口を一本化し、警察やマスコミ等の対応をする。
- ⑧ 宿舎等の生徒を大広間等を集め、事実を正確に伝え、児童の精神的な動揺を抑えるとともに、今後の日程変更に伴う行動について、統一のとれた行動がとれるように指導する。
- ⑨ 運営団体、播磨町は、地域クラブ代表者と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供をする。

《保護者への連絡、運営団体・播磨町への報告》

- ① 連絡を受けた地域クラブ代表者等はやけがをした児童の家庭及び運営団体・播磨町に連絡する。
- ② 現地対策本部との連絡を密にする。
- ③ 地域クラブ代表者は対応策を検討し、現地への応援指導者等の派遣等を行う。
- ④ 旅行業者との連携により、入院している生徒の保護者の現地行きの説明を行う。また、必要に応じて補償等の説明を行う。
- ⑤ 必要に応じてクラブ保護者会等を招集し、事実を説明するとともに保護者の不安・動揺を極力静めるようにする。
- ⑥ 地域クラブ代表者等は、事故の経緯について簡潔かつ正確に記録し、情報の窓口を一本化する。
- ⑦ 引率指導者は、現地で経緯について簡潔かつ正確に記録し、情報の窓口を一本化する。

《事後措置》

- ① 事故の原因の所在の如何にかかわらず、地域クラブは保護者等に誠意をもって対応する。
- ② 他のクラブに事情を正しく説明する。
- ③ クラブ保護者会の開催や家庭通知の配布により、正確な情報を保護者に提供し、理解を求める。
- ④ 帰校後、地域クラブ代表者等は保護者に対して改めて事故の概要を説明し、理解を求める。
- ⑤ 指導者で現地に残された生徒の見舞いと付き添いの交代、現地での事後処理にあたる。
- ⑥ 事故の経緯について、簡潔かつ正確に記録する。
- ⑦ 事故の教訓を生かして、すべてのクラブ活動において安全指導の徹底を図る。
- ⑧ マスコミ関係の対応の窓口を一本化する。
- ⑨ 事故車に同乗していた生徒については、後遺症のことも考えられるので、事後の観察指導を十分に行うとともに、必要に応じてカウンセラーの派遣を要請する。

☆安全指導の充実

《事故原因と対応についての分析》

- ① 事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について地域クラブ内で共通理解を図る。
- ② 事故再発防止のため、旅行計画の内容について安全指導と安全管理の徹底を図る。
- ③ 遠征等における、緊急事態発生時の指導者の体制を再度確認する。

《事故発生に備えた地域クラブの体制確立》

- ① 遠征等で事故が発生した場合を想定し、指導者の役割分担を定め、地域クラブ内で全員が理解しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを把握しておく。
- ③ 心肺蘇生（ＡＥＤの使用法を含む）や応急手当等について、毎年、救急法の講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

《その他》

- ① 生徒に遠征等の意義を理解させる（集団行動を通して自立心を養い、自主的に集団の規律や秩序を守る態度を育成する等）。
- ② 指導者が、保護者より提出された生徒の健康情報や緊急連絡先を携帯する（管理には十分注意する）。また、指導者が携行する旅行の手引等には号車ごとの座席表、部屋割り表等をのせておく。

☆事故発生からの対応のポイント

《状況把握とその対応》

- ① 意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などをすばやく観察し、傷病者の状況を迅速に把握する。
特に、熱中症の疑いがある場合、少しでも意識障害がある場合には重症と考えて処置をする必要がある。さらに、意識が無い場合には、倒れこんだ際の頭部外傷にも注意を払う。
- ② 意識がないあるいは重症であると判断した場合は、速やかに救急車を要請し、到着するまでの所要時間に留意しながら、涼しい場所へ避難し、衣服をゆるめるなどして体を冷やす処置を続けるとともに、場合によっては、心肺蘇生（AEDの使用を含む）などを的確に実施し、校園長に連絡する。
- ③ 応急手当をする際に傷病者を運搬する場合は、負傷者を安静にすることが必要である。その際、体位、保温（熱中症が疑われる場合は体熱の放散）、環境に配慮する。
- ④ 速やかに保護者と連絡をとり、希望する病院があるかなど保護者の意向を十分に聞き取り、負傷者を病院へ搬送する。
- ⑤ 救急車には、指導者が同乗する。病院で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校園長に報告する。また、保護者が到着した後も、地域クラブ代表者の指示があるまでは生徒に付き添い続ける。
- ⑥ 事故を目撃した生徒たちに対し、聴き取りを行うとともに、経過について説明する。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

《保護者への連絡、運営団体・播磨町への報告》

- ① 指導者から保護者に、事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。
- ② 地域クラブ代表者は、速やかに病院に駆けつけ、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③ 地域クラブ代表者は、文書による事故報告の前に、電話で事故の概要の第一報を運営団体・播磨町に報告する。
- ④ 必要に応じて、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- ⑤ 運営団体・播磨町は、地域クラブ代表者と協議のうえ、必要に応じてマスコミへ情報提供をする。

《事後措置》

- ① 保護者に事故発生の状況、スポーツ安全保険の手続き、治療費等についての説明を行う。
- ② 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、地域クラブ代表者は情報を整理して事故の原因を調査し、事故発生報告書を運営団体・播磨町へ提出する。
- ③ 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯して混乱することがないように配慮する。
- ④ 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

☆安全指導の充実

《熱中症の事故防止にむけて》

- ① 安全面に十分配慮しながら、生徒個々の運動能力や体力の実態・適性や興味関心に応じた指導計画を立て指導を行う。
- ② 熱中症防止のため、特に以下の点に留意して活動を行う。
 - ア 気温・湿度・風の有無等、当日の気象状況に十分気を配ること。
 - イ WBGT（暑さ指数）が31℃以上で、原則、運動を禁止すること。（次ページ参照）
 - ウ 長時間にわたって直射日光の下で活動することを避けること。
 - エ 屋内外にかかわらず、活動内容・強度に応じて、適宜休憩を入れるとともに水分（0.2%程度の食塩水やスポーツドリンクなど）を適切に補給させること。
 - オ 生徒の疲労の状態や心身の状況などを常に把握し、異状が見られる場合は速やかに必要な措置をとること。
- ③ 熱中症が起りやすい条件としては夏季に集中することが多いが、冬季のマラソン等、季節にかかわらず熱中症による事故が発生していることを、十分に心得ておくこと。

- ④ 熱中症発生の要因・予防法・症状・対処法をしっかりと理解し、生徒にも、その発達段階に応じて、発生要因や予防法等について適切に指導する。

《事故発生に備えた地域クラブの体制確立》

- ① 年度当初に事故発生時の指導者の役割分担を定め、全員が理解しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号など、活動中携帯する救急バックに添付しておく。
- ③ 心肺蘇生（AEDの使用を含む）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

● 暑さ指数の使い方

暑さ指数（WBGT）は労働環境や運動環境の指針として有効であると認められ、ISO等で国際的に規格化されています。（公財）日本体育協会では「熱中症予防運動指針」、日本生気象学会では「日常生活に関する指針」を下記のとおり公表しています。労働環境では世界的にはISO7243、国内ではJIS Z 8504 「WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境」として規格化されています。

● 日常生活に関する指針

温度基準 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31℃以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28～31℃※)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25～28℃※)	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意 (25℃未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する 危険性がある。

※（28～31℃）及び（25～28℃）については、それぞれ28℃以上31℃未満、25℃以上28℃未満を示します。
日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」（2013）より

● 運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい 運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を 行う。 体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に 休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補 給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可 能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に 水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適 宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので 注意。

（公財）日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2013）より

— コンパートメント症候群 —

《コンパートメント症候群とは》

複数の筋肉がある部位では、いくつかの筋ごとに骨、筋膜、筋間中隔などで囲まれた区画に分かれて存在する。その区画のことをコンパートメントという。骨折や打撲などの外傷が原因で筋肉組織などの腫張がおこり、その区画内圧が上昇すると、その中にある筋肉、血管、神経などが圧迫され、循環不全のため壊死や神経麻痺をおこすことがある。これをコンパートメント症候群という。とくに多くの筋が存在する前腕、下腿や大腿部で起きやすい。骨折や打撲だけではなくランニングやジャンプなど激しい運動によっても起こりうる。強い疼痛が特徴であり、他にも腫脹、知覚障害、強い圧痛などがみられる。処置が遅れれば筋肉壊死や神経麻痺を起こす。筋区画内圧が 40 mm Hg 以上であれば、筋膜切開（減張切開）が必要となる。

☆症状発生からの対応のポイント

《状況把握とその対応》

- ① 外傷が発生した場合はR I C E処置を行うが、コンパートメント症候群においては圧迫と挙上は見合わせる。

R (rest) 安静

I (icing) 冷却

C (compression) 圧迫

E (elevation) 挙上

負傷者の意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などをすばやく観察し、負傷者の状況を迅速に把握する。救急車の要請が必要な場合はすぐに他の指導者等に知らせ、救急車の要請依頼をする。

- ② 応援を周りに居る生徒に依頼する。
③ 地域クラブ代表者に連絡する。
④ 救急車には、指導者が同乗する。病院で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、地域クラブ代表者に報告する。また、保護者が到着した後も、地域クラブ代表者の指示があるまでは生徒に付き添い続ける。

☆安全指導の充実

- ① コンパートメント症候群について原因と予防法等についての研修を行う。

《原因》

- ・使いすぎが主な原因であるが、もともと下腿の区画の壁が硬いため、症状が出やすい人もいる。
- ・トレーニング環境の変化、シューズの買い替え、古いシューズの使用なども考えられる。

《予防法》

- ・症状が出たら活動は中止する。
- ・アイスマッサージを行う。
- ・トレーニングプログラムの見直しやシューズ・ランニング技術の検討や練習環境（特に地面の硬さ）の再チェックを行う。

— 脳脊髄液減少症 —

《脳脊髄液減少症とは》

スポーツ外傷等の後に、脳脊髄液が漏れ出し減少することによって、起立性頭痛（立位によって増強する頭痛）などの頭痛、頸部痛、めまい、倦怠、不眠、記憶障害など様々な症状を呈する疾患である。

事故が発生した後、生徒に頭痛やめまい等の症状が見られる場合には、安静を保ちつつ医療機関で受診をさせたり、保護者に連絡して医療機関への受診を促したりするなどの適切な対応が必要となる。

また、事故後の後遺症として通常の学校生活を送ることに支障が生じているにもかかわらず、まわりの人から単に怠慢である等の批判を受け、十分な理解を得られなかったことなどの事例があるとの指摘もあるため、指導者等の脳脊髄液減少症に関する理解を深めるとともに、必要に応じ、養護教諭を含む教職員等が連携しつつ、個々の生徒心身の状態に応じ、学習面を含め学校生活の様々な面で適切に配慮すること。

☆症状発生からの対応のポイント

《主な原因》

- 転倒事故
 - ・尻もちをついた
 - ・転んで頭を強く打った
 - ・学校の廊下で転倒した
- スポーツ外傷
 - ・ボールが頭に当たった（野球のボール、バレーボール等）
 - ・テニスのラケットが頭に当たった
 - ・練習中に児童生徒同士が激突した

- 交通事故
 - ・ 追突事故、接触事故など
- その他
 - ・ 楽器演奏の負担

《予防法》

発症から半年以内であれば

- 水分を多めにとる
- 寝る（横になる）ことによる安静
 - 1日2L以上の水を飲み、安静にして食事やトイレ、入浴以外は横になることで髄液漏れは少なくなり、漏れの部分が自然にふさがることが期待できる。
 - 起立性頭痛などが消えなかった場合は、髄液の減少から起こる頭蓋内の変化を調べる脳MR I 検査（造影脳MR I 検査）などの検査を考えることも必要である。

2 活動場所への移動

— 移動中の交通事故 —

☆事故発生からの対応のポイント（事故にあった生徒の名前が不明の場合）

《状況把握、救急処置、情報収集》

- ① 事故発生の連絡があったときは、受理した指導者が通報者に事故の場所や119番の通報が行われたか、通報者の名前、連絡先等を確認し、直ちに地域クラブ代表者に報告する。
- ② 地域クラブ代表者は、指導者2名以上に生徒名簿を持たせ現場に急行させるとともに、指導者に対応の詳細を記録させる。
- ③ 現場についての指導者は生徒を特定し、地域クラブ代表者に報告するとともに、保護者への連絡を行う。また、状況に応じ以下の対応を行う。
 - 救急車が到着していない場合
 - 出血等がなく意識不明であれば気道を確保 → 呼吸の有無を確認 → 呼吸がない場合には心肺蘇生を行う。（交通事故に遭わない安全な場所で行うこと）
 - 救急車が到着していた場合
 - 指導者1名は救急車に同乗する。病院から診断・治療等について聞き、保護者及び地域クラブ代表者に報告する。
 - 指導者1名は、現場に残り、事故の経緯について情報を収集する。また、下校途中の生徒が事故現場に集まってくることもあるので、指導して帰宅させる。
 - 救急車が出発していた場合
 - 消防署に搬送先を確認し、指導者を病院に派遣する。指導者は生徒を特定し、地域クラブ代表者へ報告するとともに、保護者へ連絡する。病院から診断・治療等について聞き、保護者及び地域クラブ代表者に報告する。

《運営団体・播磨町への報告》

- ① 地域クラブ代表者は、事故の概要を、文書による事故報告の前に速報として電話で運営団体・播磨町へ報告する。
- ② 運営団体・播磨町は、地域クラブ代表者や警察と協議の上、必要に応じてマスコミへ情報提供を行う。

《被害児童生徒、事故目撃生徒等への対応》

- ① 生徒の状況により、地域クラブ代表者と指導者が速やかに見舞う。
- ② 保護者からの相談等があれば、誠意をもって対応する。
- ③ 事故に関しては、関係の生徒の様々な反応が予想される。地域クラブ内に対応チームをつくり、情報を収集し、対応を検討すると共に必要に応じて専門家の支援を求める。また、保護者等の相談も受ける体制をつくる。

- ④ 生徒の心のケアに努める。

《事後措置》

- ① 地域クラブ代表者は、情報を整理して運営団体・播磨町へ事故報告を行う。活動場所への移動途中に交通事故にあい、加害者が特定され、警察も立ち会っている場合は、「自賠責」の手続きをとり、加害者より賠償を受けることになる。ひき逃げ等により加害者が特定できない場合でも、警察が立ち合い「交通事故証明書」が発行されれば、自動車損害賠償補償法に基づく政府の「自動車損害賠償保障事業（政府の保証事業）による救済措置を受けられるため、必ず警察に届け出るようにすること。なお、スポーツ安全保険の災害共済給付と損害賠償（自動車損害賠償保障法等）を二重に受けることができず、調整が必要となるため、自賠責の手続きの状況を確認しておく必要がある。
- 「交通事故証明書」が取得できないなど、第三者からの賠償が受けられない場合は、スポーツ安全保険へ問い合わせること。
- ② 反省点や再発防止のための指導ができるよう要点をまとめ整理しておく。
- ③ 事故現場における安全施設上の問題点で、整備が必要であるならば、その対策を検討し、関係機関等と協議し、改善を図る。
- ④ 各保護者に、事故防止のための家庭における指導や登下校指導等の協力を要請する。また、地域へも働きかけて、保護者や地域住民の交通安全意識の高揚を図る。
- ⑤ 事故の発生原因に基づき、横断歩道を渡る際には、必ず一度止まって左右の安全を確認してから横断することや車はすぐに止まらないこと等、生徒に具体的な指導を行う。

☆安全指導の充実

《通学路の点検、校区の危険箇所の確認と指導》

- ① 定期的に通学路等の点検を実施する。
- ② 危険箇所を把握（通学路等の工事箇所、横断歩道、地下道、河川等）し、生徒への安全指導の徹底、保護者への協力依頼、関係機関に対する改善の要望等、組織的、計画的、継続的な安全対策に努める。

《交通安全教育》

- ① 生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じた交通安全教育を実施する。
- ② 保健学習、学級活動等や学校行事を中心に学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的な安全教育の充実を図る。
- ③ 通学路等の危険箇所について、学校等から通学安全マップを借用するなどし、生徒が潜んでいる危険要因に自ら気づき、事故を回避する能力が高まるよう留意する。

《事故発生に備えた地域クラブの体制確立》

- ① 年度当初に、事故発生時の指導者の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、活動中に携行する応急バッグに添付しておく。
- ② 緊急な場合に連絡する消防署や医療機関、関係機関の所在地及び電話番号などを活動中に携行する緊急バッグに添付しておく。
- ③ 救急法の講習会を行うなど、心肺蘇生（AEDの使用法を含む）や応急手当等について実際に対応できるようにしておく。

3 人権・同和

— 地域クラブにおける人権侵害 —

☆人権侵害発生からの対応のポイント

- ① 播磨町人権尊重のまちづくり条例に基づき、生徒の人権を守ることを最優先とし、安心して学び、生活できる環境づくりを進める。
- ② クラブ内での人権課題を明確にし、その解決に向けて組織的に取り組む。
- ③ 生徒や保護者との信頼関係の構築に努める。

- ③ 発生した人権侵害について、生徒たちを取り巻く様々な課題を見直す機会として捉え人権が尊重されるクラブづくりに主体性を持って取り組む。

☆初期対応

《発生直後の対応》

その場での指導（対応者：人権侵害発生場所にいた指導者）

人権侵害が起きたとき、そばに指導者がいた場合はその場で、すぐに指導する。

- ◎ 発言した生徒、発言された生徒をそれぞれ別室等にて個別指導を行う。この際、指導者一人で対応をするのではなく複数で指導に当たる。
- ◎ 発言を聞いた周りの生徒に指導を行うため、活動場所に留まるように指示する。

1 連絡（対応者：人権侵害発生場所にいた指導者から地域クラブ代表者へ）

速やかに地域クラブ代表者に報告する。

- ◎ 報告を受けた地域クラブ代表者は、指導者に情報確認を指示するとともに、運営団体・播磨町に速報を入れる。
- ① 人権侵害発生場所にいた指導者は、当該生徒の発言内容や意図を確認したうえで、「今の発言は人を傷つけるものである」等の指導を行う。あわせて、他の生徒に対しても適切な指導を行い、総合的に判断をしたうえで活動を再開する。
- ② 発言により動揺している生徒がいる場合は、他の指導者と協力し、ケアに努める。
- ③ 差別落書き等の場合は、原則として、直ちに落書きを覆い保存したうえで、地域クラブ代表者に報告を行い、関係指導者立ち合いのもと現場確認・記録（撮影等）をした後、消去する。

《聴き取り》

3 確認及び記録（対応者：地域クラブ代表者全指導者等）

人権侵害の内容確認を行い記録にまとめる。

- ◎ いつ、どんな状況で、どんな発言を行ったのか、発言した理由や発言した生徒と発言された生徒の日頃からの人間関係等について記録にまとめる。
- ◎ 会議を開催し、全指導者で事象の共通理解を図る。
- ◎ 人権教育推進委員会（仮称）で、今後の具体的な取組方針を話し合う。
- ① クラブ内の人権課題を見いだしていく観点を持って聴き取りを行う。発言内容やその時の状況等について正確に事実を確認する。また、行為に至った背景や発言に関する認識等についても聴き取る。
- ② 関係生徒の人権や個人情報の取り扱いに十分配慮するとともにプライバシーの保護に努める。

《保護者との連携》

4 学級・学年指導（対応者：指導者等）

人権学習をもとに指導を行う。

- ◎ 該当生徒の保護者に、学校の指導内容及び今後の指導の協力依頼を行う。
- ◎ 必要に応じて全体指導を行う。また、家庭訪問等により、対応の経過や生徒の様子や保護者の思い、今後の取組方向等を情報共有し保護者との連携を図る。
- ① 保護者等との情報共有・相談対応においては、地域クラブの姿勢を示す等信頼関係を構築することを大切にする。

《運営団体・播磨町への報告と連携》

5 報告（対応者：地域クラブ代表者）

書面にて運営団体・播磨町へ報告する。

- ① 地域クラブ代表者は、人権侵害の概要・発生直後の対応等について運営団体・播磨町に報告・相談し、次のいずれかにより取り組む。いずれの場合も人権侵害の概要・取組内容等を取りまとめ、運営団体・播磨町に提出する。
 - 運営団体・播磨町へ継続的に連絡・相談等を行って連携を図りながら、後述の「事後の取組」に沿って課題の解決に取り組む。
 - 各地域クラブが主体的に、後述の「事後の取組」を参考として課題の解決に取り組む。必要に応じて運営団体・播磨町に連絡・相談等を行う。

☆事後の取組

《課題解決に向けて》

- ① 後述の「短期的な取組」を参考に、人権侵害発生直後の早急かつ適切な取組を進める。
- ② 人権教育推進委員会(仮称)等において、人権侵害に係わる整理を行う。
〈整理のポイント〉
 - 人権侵害の分析(発生の要因・背景と差別性についての考察)
 - 人権侵害発生後の対応の検証
 - 地域クラブ・関係者(家庭・地域を含む)・関係機関等の課題の明確化
 - 取組の方向性や具体的な方策
- ③ 本人権侵害に関係する学校の教職員、播磨町・人権文化センター関係職員等、多様な主体の協力を得て、課題解決に向けた協議を行う機会をもつ。

《改善計画の策定》

- ① 課題解決に向けた会議等の協議をふまえ、改善計画を策定し、運営団体・播磨町に提出する。
〈改善計画の項目例〉
 - 人権侵害の概要(発生日時・場所、関係者、内容、人権侵害を把握した経緯・発生後の対応)
 - 人権侵害発生の要因・背景、差別性
 - 解決すべき教育課題
 - 教育課題の解決に向けた取組(短期的な取組、中・長期的な取組)

《改善計画に基づく取組》

- ① 改善計画に基づき、後述の「短期的な取組」や「中・長期的な取組(日常の取組)」を参考に、多様な主体の協力等を得ながら組織的な取組を行う。また、必要に応じて運営団体・播磨町に連絡・相談等を行い、連携を図る。

《取組に対する評価》

- ① 年度末等の適切な時期に改善計画に基づく取組についての評価を行い、その結果を地域クラブ全体で共有する。また、取組内容と評価結果等を取りまとめ運営団体・播磨町に提出する。

☆取組を進めるうえでのポイント

《短期的な取組》

- ① 関係生徒を中心に、全生徒の実態把握のための取組(個別懇談等)を行う。
- ② 人権侵害発生の要因や背景等をふまえ、生徒の人権問題に関する理解や認識を深め、課題解決に向けた意欲や態度を育成する学習を実施する。取組を進めるにあたっては自他の人権を守るための実践行動力を身につけるといった観点を重視する。
- ③ 発生した人権侵害に関わる個別の人権課題について、指導者の認識を深める研修等を実施する。
- ④ 地域クラブの取組を推進するため、家庭・地域との連携・協力関係を構築する。

《中・長期的な取組(日常の取組)》

- ① きめ細かい観察や個別懇談等を通じた生徒の実態把握に努めるとともに、生徒と指導者との信頼関係を構築する。
- ② 播磨町人権尊重のまちづくり推進計画に基づく実践を行い、取組の成果と課題に応じて推進計画の改善を行う。
- ③ いじめや差別等を許さない仲間づくりに取り組む。
- ④ 教育活動全般を、人権尊重の視点で常にチェックする。
- ⑤ 指導者の人権意識と人権感覚を高める研修を充実させる。
- ⑥ 家庭・地域・関係学校等との連携を密にし、積極的な情報発信等により開かれた地域クラブづくりを進める。

4 問題行動

— いじめ —

☆事件発生からの対応のポイント≫

≪被害生徒の状況把握とその対応≫

- ① 事実確認を行い、その時受けている心理的圧迫感をしっかり受け止めるとともに、被害生徒だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② 特定の指導者が判断するのではなく、地域クラブ全体で「いじめ対策委員会」を中心に情報を共有し組織的に対応する。その際、個人情報扱いについては留意する。
- ③ 生徒の心情を十分理解しながら、時間的な経過や、関係者などできるだけ具体的な状況を聞き取る。その際、単に事実だけを求めるのではなく、生徒の心の痛み等を軽減するように努める。また、今後の指導に生かすため記録を残す。
- ④ 被害生徒を守りきる姿勢を示したうえで、関係諸機関とも連携を図り、最善の努力をすることを伝え、話しやすい雰囲気をつくるとともに、信頼されている指導者等が聞き取るようにする。
- ⑤ 相談を受けたいじめが一定の限度を超える場合には、加害生徒に対しクラブ活動の出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求め、厳しい対応策を講じたりすることも必要である。特に、暴行や恐喝など犯罪行為にあたるいじめの場合は、必ず警察と連携して対処する。
- ⑥ 地域クラブ全体が協力をして、心のケアに努める。

≪加害生徒の状況把握とその対応≫

- ① 事実確認を行い、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② 特定の指導者が判断するのではなく、地域クラブ全体で「いじめ対策委員会」を中心に情報を共有する。その時個人情報の扱いについて留意する。
- ③ いじめを起こした背景、時間的な経過、他校、他学年、卒業生等との関係など、できるだけ具体的な状況を把握する。その際、単に事実だけを追求するのではなく、学校等と連携して、当該生徒の課題を生活背景等(学校生活、家庭環境、友人関係、保護者等)と関連させ明確にする。また、今後の指導に生かすため記録を残す。犯罪行為があれば、必ず警察と連携し、事件後も協同で指導する。
- ④ 聴き取りは、不用意に周囲に知れることがないように配慮する。その際一方的な説諭にならないようにし、専門的な知識を持つ指導者等が聞くなど工夫する。
- ⑤ 心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにする。
- ⑥ 加害生徒に対しては自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促すとともに、相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導く。

≪保護者への連絡、運営団体・播磨町等への報告≫

- ① 速やかに家庭訪問を実施する。(可能な限り事情を聞いた当日に行う)
- ② 被害生徒の保護者には、経過や地域クラブの対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアへの取組について説明し、理解と協力を依頼する。
- ③ 加害生徒の保護者には、事象の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の地域クラブの取組について、理解と協力を依頼する。その際、一方的に過失を伝えるだけでなく、加害生徒の課題解決のための具体的な支援について話し合う。
- ④ 速やかに運営団体・播磨町に報告するとともに、必要に応じて中央こども家庭センターや警察等の関係機関と連携協力を行う。
- ⑤ 他の中学校やクラブ、有職・無職少年と関係して発生した事例も増加している。このため、関係諸機関や家庭及び地域の協力者会議等と連携を図り、生徒の個人情報を十分保護したうえで、問題行動についての報告や情報交換を行い解決に向けた具体的な取組を進める。

≪事後措置≫

- ① 被害生徒については、地域クラブが徹底的に守り通すということを、言葉と態度で示す。

- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人一人の生徒に徹底し、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないということを理解させるとともに、いじめを大人に伝えることは正しい行為であることを認識させる。
- ③ 地域クラブ活動全体を通じて、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、善悪の区別や正義と勇気等について適切に指導する。
- ④ 新しい情報が得られ次第、第二報、第三報を運営団体・播磨町に報告し、対応を協議する。
- ⑤ 解決したと見られた後も、継続して生徒の様子を観察し、適宜指導する。

☆指導の充実

《いじめの未然防止等を備えた地域クラブの体制確立》

- ① いじめの疑いに関わる情報があつた場合には、播磨町いじめ防止基本方針等を活用し、いじめ対策委員会を開くなどして、情報の共有、関係のある生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行う。
- ② 地域クラブ代表者の指導のもと、指導者が生徒との信頼関係を築くとともに、定期的な教育相談等を実施する。
- ③ 全ての指導者が「いじめは、どの子どもにもどのクラブでも起こりうるもの」という共通認識を持つ。
- ④ 指導方針に関する指導者間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。
- ⑤ 教育相談等を行うなどして、日常から生徒の実態把握に努める。
- ⑥ 生徒に関する情報の共有化を図る。
- ⑦ 豊かな人間関係づくりと教育相談を充実する。
- ⑧ 緊急時に備えた地域クラブ体制を整備する。
- ⑨ 生徒に関する情報の引き継ぎを十分に行う。
- ⑩ 家庭、地域、関係機関との連携方針を確立し共通理解を図る。
- ⑪ 保護者・地域住民との連携を適切に図る。
- ⑫ 保護者へ啓発、支援等を行う。
- ⑬ 地域住民等からの意見を受け止めて反映させる。
- ⑭ 日頃から関係機関と連携を図る。
- ⑮ 多様な指導方針による実践を図る。
- ⑯ 規範意識の向上に向けて、関係機関との連携による取組を実践する。
- ⑰ 未然防止・早期発見・早期対応の取組が着実に成果をあげるよう、播磨町いじめ防止基本方針に基づき、体系的・計画的に指導実践するとともに、年度ごとに評価検証の上で改善を図る。

ー インターネットの掲示板やSNS等での誹謗中傷 ー

☆事件発生からの対応のポイント被害生徒への対応

- ① 被害生徒から事実確認を行い、生徒の受けている心理的圧迫感をしっかり受け止める。
- ② 一部の指導者だけで対応するのではなく、地域クラブ全体で情報を共有する。その際、個人情報の扱いについては留意する。
- ③ 被害生徒及びその保護者に掲示板やSNS等への対応等（削除要請と加害者の特定への努力と指導、再発防止等）について説明する。

《掲示板・SNS等への対応》

- ① 生徒からの相談を受け、すぐに対象となる掲示板サイトの誹謗中傷に当たると考える書き込みの番号やURL及び書き込み内容などを確認のうえ、印刷などの方法により保存する。
- ② 掲示板の書き込みを削除するために、その掲示板のアドレスを確認し、当該掲示板管理者、もしくは、サーバ管理者に運営団体または播磨町で削除要請するとともに、ログの保存を依頼する。
- ③ 削除要請以降、掲示板の書き込みが削除されたかどうかを確認する。ただし、削除要請文が公開される場合は、二次被害も予想される為、削除の対応等をあらかじめ調べておく。

- ④ 掲示板管理者に対し削除要請をしたにもかかわらず書き込みが削除されなかった場合には、送信した依頼メール等に不備がなかったかを確認する。不備があった場合には、追加・修正を加えて、再度削除要請を行う。それでも削除されなかった場合、その掲示板が利用しているプロバイダ等を確認し、プロバイダ等に削除要請をする。SNSの場合は、該当記事の通報や削除要請をする等の対応を行う。
- ⑤ プロバイダ等に対して削除要請をしたにもかかわらず書き込みが削除されなかった場合は、所轄の警察署や県警本部サイバー犯罪対策課、又は法務局に相談し、削除依頼の方法等事案に応じた助言等を得て、対応する。

《保護者への連絡、運営団体・播磨町等への報告》

- ① 被害生徒の保護者には、経過や地域クラブの対応を正確に伝え、今後のケアへの取組について話し合い、理解と協力を依頼する。
- ② 速やかに運営団体・播磨町に報告するとともに、必要に応じ、警察等地域の関係機関と連携、協力を行う。
- ③ 新しい情報が得られ次第、第二報、第三報を運営団体・播磨町及び関係機関等へ入れる。

《警察との連携》

- ① 名誉毀損等の犯罪に該当するような場合は、警察（加古川警察署少年係 県警察本部サイバー犯罪対策課）に相談する。（被害届は、被害者本人及び保護者が提出するよう指導する）
- ② 書き込みの内容により、該当生徒とまったく面識のない者等が近づくことも考えられるので、何か変わったことがあれば警察に相談する。

《法務局との連携》

- ① 人権侵害にあたる場合は、法務局に相談する。

《加害生徒への対応》

- ① 加害生徒が特定できた場合には、事実確認を行い、書き込みをした背景や時間的な経過など、できるだけ具体的な状況を把握する。その際、単に事実だけを追求するのではなく、当該生徒の課題を生活背景等（学校生活、家庭環境、友人関係、保護者等）と関連させ明確にする。また、今後の指導に生かすため記録を残す。犯罪行為があれば、必ず警察と連携し、事件後も協同で指導する。
- ② 聴き取りは、不用意に周囲に知られることのないように配慮する。その際一方的な説諭にならないようにし、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにする。
- ③ 加害生徒及びその保護者に対応等について説明する。
- ④ 加害者が他クラブ等の生徒の場合は、該当の学校及び播磨町と連携をして、指導を行う。

《生徒への事後措置》

- ① 活動等でお互いを思いやり、尊重し合って生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。
- ② クラブ内の相談体制の充実を図り、必要であればスクールカウンセラーの緊急支援を播磨町に依頼し、生徒の心のケアに努める。

《未然防止のための取組》

- ① 掲示板・SNS等での誹謗中傷は、名誉毀損罪や侮辱罪となる場合もあり、悪質な書き込みの場合は、警察の捜査が行われることを指導する。
- ② 掲示板・SNS等に匿名で書き込みをしても、犯罪行為であった場合には警察の捜査で書き込み者を特定することが可能であることを指導する。
- ③ 掲示板・SNS等の利用については、「誰かを傷つける内容ではないか」「自分が言われたらどう感じるか」などについて、よく考えて利用することを指導する。
- ④ 携帯電話やスマートフォン、インターネット等を利用した出会い系サイトなどによる被害も考えられることから、危険なメディアであることを周知させてネットの特性や危険性や活用時のマナー、モラルなどの情報教育を行う。
- ⑤ 保護者に対して、フィルタリングサービスの必要性を周知する。

☆指導の充実

《地域クラブの体制確立》

- ① 生徒に関する情報の共有化を図る。
- ② 指導方針に関する指導者間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。
- ③ 豊かな人間関係づくりと教育相談を充実する。
- ④ 緊急時に備えたクラブ体制を整備する。
- ⑤ 生徒に関する情報の引き継ぎを十分に行う。
- ⑥ 家庭、地域、関係機関との連携方針を確立し共通理解を図る。
- ⑦ 保護者・地域住民との連携を適切に図る。
- ⑧ 保護者への啓発、支援等を行う。
- ⑨ 地域住民等からの意見を受け止めて対策に反映させる。
- ⑩ 関係機関と日頃から開かれた連携を図る。
- ⑪ クラブ活動等において創意工夫を行う。
- ⑫ 規範意識の向上に向けて、関係機関との連携による取組を実施する。
- ⑬ 問題行動等には日頃から毅然たる態度で対応する。

一 地域クラブ内における生徒間暴力 一

☆事件発生からの対応のポイント

《被害生徒の状況把握とその対応》

- ① 負傷した生徒の状況に応じて、応急手当を講じ、緊急を要する場合は、すぐに医療機関で治療を行い、保護者に連絡をする。
- ② 容態等に配慮しながら時間的な経過や関係者など、慎重にできるだけ具体的に聴き取る。その際、単に事実だけを追及するのではなく生徒の心の痛みや不安等に対して、地域クラブ全体で心のケアに努める。また、記録を残し再確認のための資料とする。
- ③ 不安等から事実を話しながらない場合には、指導者は被害生徒の立場に立ち、関係機関等とも連携を図り、最善を尽くすことを伝え、話しやすい雰囲気をつくるとともに、本人と関係の深い指導者等に聴いてもらうなどの工夫をする。
- ④ 家庭訪問等により保護者の気持ちを十分聴き取るとともに連携を図る。
- ⑤ 一指導者のみで判断するのではなく、地域クラブ代表者に報告し情報を共有し、組織的に対応する。
- ⑥ 事件の内容によっては、所轄の警察署に対して情報収集を図るとともに、運営団体・播磨町及び関係機関等と連携をしながら事件の全容を把握するようにする。

《加害生徒の状況把握とその対応》

- ① 問題行動が起こった背景や時間的な経過、関係者等について、できるだけ具体的に確認する。その際、単に事実だけを追及するのではなく、当該生徒の内面的課題を生活背景等（学校生活、家庭環境、友人関係等）と関連させ明確にしていくとともに、その解決に向け支援する。また、記録を残し再確認のための資料とする。
- ② 家庭訪問等により保護者と連携し、対応を図る。
- ③ 運営団体・播磨町及び関係機関等と連携をしながら情報収集を図り、事件の全容を把握するようにする。
- ④ 加害生徒の具体的行為、動機、個別的資質等諸般の事情を考慮して運営団体・播磨町との連携のもと、「指導としての懲戒」と「処分としての懲戒」を慎重かつ適切に運用する。
- ⑤ 暴力行為等の問題行動は「絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然として指導にあたる。
- ⑥ 一指導者のみで判断するのではなく、地域クラブ代表者等と情報を共有し、組織的に対応する。

《保護者への連絡、運営団体・播磨町への報告》

- ① 速やかに複数の指導者で家庭訪問を実施する。（可能な限り事情を聴いた当日に行う）
- ② 被害生徒の保護者には、経過やクラブの対応を正確に伝え、今後の指導やケアへの取組について説明し、理解と協力を依頼する。

- ③ 加害生徒の保護者には、事象の具体的な内容や状況、被害生徒の容態や心情を本人等の同意のもと正確に伝え、今後のクラブの取組について、理解と協力を依頼する。その際、一方的に過失を伝えるだけでなく、加害生徒の課題解決のための具体的な支援について話し合う。
- ④ 速やかに運営団体・播磨町に報告するとともに、必要に応じ、中央こども家庭センター、警察等の関係機関と連携協力を行う。
- ⑤ 他の中学校やクラブの生徒、有職・無職少年など学校外の集団との関わりがある場合には、警察や少年愛護センター等との連携に加え、スクールソーシャルワーカー等も活用し、解決に向けた具体的な取組を進める。

《事後措置》

- ① 全指導者との連携のもとに、被害生徒が今後のクラブ生活を送るうえで、希望や展望が持てるような心のケアを図り、支援体制を確立する。
- ② 加害生徒に対しては、問題行動の内容や家庭の状況等のアセスメントを十分行ったうえで、関係機関と連携して再発防止のための指導を行う。
- ③ 新しい情報が得られ次第、運営団体・播磨町及び関係機関等へ報告し、情報共有する。
- ④ クラブ活動全体を通じて、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。
- ⑤ マスコミの窓口は、原則として地域クラブ代表者が行う。
- ⑥ 集団的不良交友関係の実態把握や解消等及び問題行動の防止や立ち直り支援に努める。
- ⑦ 相談体制の充実を図り、必要であればスクールカウンセラー等の緊急支援を播磨町に依頼し、生徒の心のケアに努める。
- ⑧ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、地域クラブ代表者は情報を整理して運営団体・播磨町へ事故報告を行う。
- ⑨ 播磨町は、クラブと協議の上、必要に応じてマスコミへ情報提供を行う。その際、生徒の個人情報に配慮しながら、事実関係等を十分把握して対応する。

☆指導の充実

《地域クラブの体制確立》

- ① 生徒の状況を組織的に確認し、共有する体制の構築を図る。
- ② 国や県等の設置する相談窓口等について生徒及び保護者に周知するとともに、相談体制の充実を図る。
- ③ 緊急時に備えたクラブ内の体制を整備する。
- ④ 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係機関の所在地及び電話番号などを活動中に携行する救急バッグ等の見やすい場所に添付しておく。
- ④ 生徒に関する情報の引継を行う。
- ⑥ 開かれたクラブづくりの推進により、家庭、地域、関係機関との連携・協働体制を構築する。
- ⑦ 保護者へ啓発、支援等を行う。
- ⑧ 関係機関との連携を担当する指導者を明確に位置付け、一層の連携促進を図る。
- ⑨ 規範意識の向上に向けて、関係機関との連携による取組を実施する。
- ⑩ 問題行動等には日頃から毅然とした態度で対応する。

5 犯罪

— 不審者の侵入事件 —

☆不審者の侵入により想定される事態の推移と対応

《侵入者の早期発見・確認》

- ① 発見者は、侵入者と 1.5m 以上の距離をとりながら、声をかけて目的をたずねる。
- ② 服装や表情、所持品等に注目し、不審者かどうかを確実にチェックする。

- ③ 活動場所への来場理由がない場合は、退去を求め校門等まで付きそう。再侵入がないか様子を見る。

《不審者侵入時の人的被害の防止と対応》

- ① 不審者が指示に従わない場合、退去通告を丁寧にねばり強く繰り返すと共に、他の指導者等の応援を呼ぶ。付近の生徒の安全確保と共に、施設長等に連絡する。
- ② 受付を無視して立ち入ろうとしたり、退去命令に従わなかったりした場合、または、言動も含め暴力行為等に及んだ場合、施設長等や警察（県警ホットラインを使用）へ連絡する。
- ③ 指導者等は役割分担して、すべての生徒の安全を確保するとともに、不審者の移動阻止のため防犯用具等を持参して現場に急行する。不審者を刺激しないよう注意しながら、一室に隔離することが望ましい。
- ④ 指導者等は不審者を生徒に近づけないようにし、生徒を掌握し、安全を守り、必要な場合は適切に避難させる。

《負傷者への対応》

- ① 不審者が侵入して暴力行為に及んだ場合、指導者等は負傷者の有無などの情報を把握する。
- ② 症状を確認し、応急手当を施すとともに救急車の要請（場合によっては医療機関等への連絡、搬送等）を行う。
- ③ 心肺が停止している場合は、止血後AED等を活用して心肺蘇生を実施する。

《事後の対応や措置》

- ① 事件・事故に関する情報の収集・整理をし、保護者や関係団体に提供する。
- ② クラブの対応を決定し、近隣の学校等や関係機関・団体等と連携する。
- ③ 当日のうちに文書で全保護者に概要と今後の対応を説明する。また必要に応じて、保護者等への説明会を開催する。
- ④ 事件の記録と報告書を作成し、運営団体・播磨町へ提出する。
- ⑤ 播磨町は、地域クラブ代表者と協議の上、マスコミへの情報提供を行う。

《活動再開の準備及び事件・事故の再発防止対策の実施》

- ① 事件・事故の発生状況や対応の経過等を把握する。
- ② これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理する。
- ③ 活動の再開と事件・事故の再発防止に向けた対策を講じる。

《事件に遭遇した生徒、保護者、指導者等への「心のケア」の対応》

- ① 専門機関との相談・連携等により生徒や指導者の心のケアを行う。
- ② 心の被害を受けた生徒の保護者にも相談の場を設け、関係機関と相談しながら対応する。

☆平素から必要な体制づくり

《学校等の危険箇所の点検》

- ① 学校の門扉の電磁ロック、金網修理等、外部から侵入しにくい学校管理体制を整備する。
- ② 指導者の名札等の着用、校舎入り口近くの受付を経由してからの校舎立ち入り等に関して、地域の方や保護者に理解と協力を得る。

《連絡体制や指揮系統の整備》

- ① 不審者侵入や対応等に備え、緊急時には情報がいち早く校長等に伝わるよう、連絡手段や非常ベルの活用等について共通理解をしておく。
- ② 事件発生に備え、平常時に警察や病院、安全ボランティアなどの関係機関や団体と事件発生時の対応方法を確認しておく。

《訓練の充実等》

- ① 指導者は、名札を着用し普段から来校者等に挨拶等の声掛けして不審者侵入を見逃さないようにするとともに、不審者侵入等に備えた防犯訓練を実施する。
- ② 包丁等を所持した不審者の侵入に備え、身の安全を守れるようなもの（さすまた等）を用意し訓練をとおして正しく取り扱いができるようにしておく。
- ③ 全指導者が、AED等救急医療器具の扱いや応急処置・心肺蘇生法に慣れておき、その場所の把握をしておく。

- ④ 生徒には不審者侵入に備え、あわてず迅速に身の安全が図れるよう、危険予測・回避能力が身に付くような実践的訓練を実施する。

《関係機関との連携協力》

- ① 地域クラブ代表者は、保護者や警察、地域の関係者と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報の共有を図り、緊急時の対応について協議する場を定期的に設定する。

6 情報

— 個人情報記載文書等の盗難事件 —

☆事故発生からの対応のポイント

《状況把握とその対応》

- ① 事態を把握し、直ちに地域クラブ代表者に報告する。
- ② 現場を保存するとともに、無くなっている文書に記載されている個人情報の内容と件数を確認する。また、他に無くなっている文書、電子情報が無いかどうかを確認するとともにアクセス日時の確認も行う。さらに、該当する文書等を持ち出している指導者がいないかを確認する。
- ③ 地域クラブ代表者は、直ちに警察へ通報するとともに、運営団体・播磨町へ電話で第一報を報告する。
- ④ 地域クラブ代表者は、対応等を簡潔かつ正確に記録する。
- ⑤ 播磨町と連携し今後の対応を決める。
- ・二次被害の防止策
 - ・生徒と卒業生及びその保護者への説明内容及び方法
 - ・マスコミへの公表

【内 容】

発生日時、侵入・発見の状況、被害状況（個人情報の内容と件数）、対応と今後の方針等

- ⑥ 該当の生徒及び保護者への説明を行う。
- ⑦ 運営団体・播磨町と協議の上、必要に応じマスコミへの公表を行う。

《生徒、保護者への連絡等》

- ① 保護者会等にて事実や対応の説明を行う。
- ② 生徒へは、集会等で事実を説明するとともに、不審な電話や不審者等に気をつけるよう指導する。また、何かあれば、学校等へ連絡するとともに、状況によっては警察に届けるように指導する。
- ③ 保護者へは、説明会や家庭訪問、または文書を通して事実を説明し、必要に応じ謝罪するとともに不審な電話や不審者など気をつけて欲しいことをお願い等を伝える。
- ④ 相談・苦情の窓口及び担当を決めて、相談に応じるとともに苦情への対応を行う。

《事後措置》

- ① 生徒の心のケアに努める。
- ② 警察と運営団体・播磨町から今後の対応について助言を得る。
- ③ 個人情報保護に関するクラブ内のルールを再確認し徹底する。
- ④ 個人情報保護に関する研修を実施する。

☆個人情報流出防止のポイント

《個人情報保護に基づく取組》

クラブは、播磨町情報セキュリティポリシーを参考にし、個人情報保護に取り組む。

《地域クラブにおける具体的な取組》

- ① 個人情報保護に対する理解の促進
- 個人情報保護が強く求められていることから、個人情報の重要性及び個人情報の保護・保管に係る責任の重さについて指導者の理解を深め、意識を高めるようクラブ内研修等を実施する。
- ② クラブ内体制の整備

文書の管理責任者を定め、個人情報記載文書や電子媒体（以下、「個人情報記載文書等」という。）の適正な取扱い（保管・利用・廃棄・研修等）が日常的に行われるクラブ内体制を整備する。

③ 個人情報記載文書等の適正管理

外部に流出してはならない個人情報記載文書等については、施錠できる場所に保管する。

また、やむを得ず持ち出す必要がある場合には地域クラブ代表者の許可を得る。

④ 個人情報を含むデジタル情報の管理

USBメモリ等に保存されたデジタル情報は、流出すると、インターネットを通じて世界中に広がる可能性がある。こうした事故を防ぐために、③の適正管理をはじめ、離席時にはパソコンをロックすることや使用開始時にはパスワードの入力が必要となるように設定したり、パスワードは適宜更新したりすること等の対策を行う。

⑤ 文書の廃棄

個人情報記載文書等が保存期間を過ぎても長期にわたり放置されていることは、個人情報流出事故が発生する要因になることから、適切な廃棄処分の方法について定め、確実に実行する。

⑥ 収集している個人情報の見直し

- ・ 現在収集している個人情報について、「あれば便利」の観点でなく、「真に必要」な情報であるか、文書ごとに再検討する。
- ・ 写真、住所、保護者名などが、当該文書に必要なか否かについて再度点検する。

ー ネットワークからの情報流出(情報セキュリティ対策) ー

☆事故発生からの対応のポイント

《状況把握とその対応》

- ① 外部から情報流出の通報があった場合、指導者は、通報者から当該ファイルがインターネット上の「どこで閲覧できるか」「どのような状態にあるのか（ホームページ、掲示板、メール、ファイル交換ソフトのネットワーク等）」、「発見した日」、などを詳細に聴き取る。（可能であれば、地域クラブ代表者に電話を取り次ぐとともに、通報者の対応を依頼する）
- ② 通報を受けた指導者は、提供された情報の再確認等が必要になる場合もあるため、「通報者の連絡先」などを聴き取り、今後の対応についても、可能な限り協力を依頼する。
- ③ 通報を受けた指導者は、聴き取りを終えたら、直ちに地域クラブ代表者に報告する。
- ④ 地域クラブ代表者は、当該ファイルの校内からの流出経緯について調査を行う。
- ⑤ 地域クラブ代表者は、指導者に通報者から得た情報が事実かどうか確認するよう指示する。また、流出したとされるファイルの所有者に連絡を取り、当該ファイルの管理状況を報告させるとともに、流出元となった可能性のある端末をネットワークから切断するよう指示する。
- ⑥ 地域クラブ代表者は、ネットワークの切断等の措置を講じる。
- ⑦ 地域クラブ代表者は、流出の事実が確認されたら、他に流出している電子情報がないか調査する。
- ⑧ 地域クラブ代表者は、運営団体・播磨町に第一報を入れるとともに、必要に応じ専門的知識・技術を有する職員等の支援を要請する。
- ⑨ 指導者は、運営団体・播磨町等と連携して原因を特定するとともに、直に対策を講じ対応策について地域クラブ代表者に報告する。
 - ※ 流出した情報は、ホームページや掲示板等の管理者に削除を要請するなど、可能な対応を遺漏なく行う。
 - ※ 原因がウイルスによる場合は、ネットワークへのウイルスの侵入が疑われるため、該当全てのパソコン及びサーバをネットワークから切断し、最新のパターンファイルでウイルスチェック・駆除を行う。
- ⑩ 地域クラブ代表者は、事故の経緯を簡潔かつ正確に記録する。

《生徒、保護者への連絡等》

- ① 地域クラブ代表者は、保護者に対して説明会や家庭訪問、文書等を通して事実を説明し、必要に応じ謝罪するとともに、二次被害に注意を払ってもらうよう依頼する。
- ② 地域クラブ代表者は、生徒に対して集会等で事実を説明し、何かあれば学校へすぐに連絡するとともに状況によっては警察に届けるように指導する。

- ③ 地域クラブ代表者は、相談・苦情の窓口及び担当を決め、相談に応じるとともに苦情への対応を行う。
- ④ 地域クラブ代表者は、運営団体・播磨町と協議のうえ、原則としてマスコミへ資料を提供する。

《事後措置》

- ① 情報流出の対象となった生徒の心のケアに努める。
- ② 地域クラブ代表者は、電子情報が流出した原因を究明するとともに、原因に応じた再発防止策を講じる。
- ③ 地域クラブ代表者は、事後管理対策として、全指導者に事件の概要を報告し、今後の電子情報流出の再発防止策を周知徹底するとともに、進行管理を行う。
- ④ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、地域クラブ代表者は情報を整理して運営団体・播磨町へ事故報告を行う。

☆ネットワークからの情報流出の防止ポイント

《予防措置》

- ① 物理的セキュリティ対策
 - ア 指導者が利用するパソコン等には、盗難防止措置を講じる。
(例) ・ワイヤーロック、鍵付き保管庫や引き出しへの保管
 - イ 指導者は、地域クラブ代表者の許可を得ずに、個人のパソコンを外部から持ち込んだり、業務のパソコンや媒体に保存されたデータを外部に持ち出したりしない。
(例) ・持ち出し簿による管理
 - ウ 記憶媒体を廃棄する場合は、情報資産を復元することができないよう物理的な破壊を行う。
- ② 人的セキュリティ対策
 - ア 地域クラブ代表者は、情報セキュリティに関する権限や責任を定め、情報流出に対する危機管理体制を整備する。
 - イ 地域クラブ代表者は、全指導者に研修等を実施し、情報セキュリティポリシー等を周知徹底する。
(例) ・業務に必要なソフトウェアの導入禁止
・業務に無関係な Web 閲覧の禁止
・業務に無関係な電子商取引の禁止 等
 - ウ 指導者は、情報が適正に管理されているかを定期的に点検する。

— 個人情報記載文書及び作品等の紛失 —

☆事故発生からの対応のポイント

《状況把握とその対応》

- ① 事態を把握し、直ちに地域クラブ代表者に報告する。
- ② 紛失した文書等に記載されている個人情報の内容と件数を確認する。また、他に紛失している文書等が無いかどうかを確認する。
- ③ 地域クラブ代表者は、直ちに運営団体・播磨町へ報告する。
- ④ 地域クラブ代表者は、対応等を簡潔かつ正確に記録する。
- ⑤ 運営団体・播磨町と連携し今後の対応を決める。
 - ・紛失文書等の搜索
 - ・生徒とその保護者への説明内容及び方法
 - ・マスコミへの公表
 - ・保護者会の実施 など

【内 容】

発生日時、搜索の状況、被害状況（個人情報の内容と件数）、対応と今後の方針等

- ⑥ 該当の生徒及び保護者への説明を行う。
- ⑦ 運営団体・播磨町と協議の上、必要に応じマスコミへの公表を行う。

《生徒、保護者への連絡等》

- ① 状況に応じて、子どもへ事実を説明する。(必要に応じ学年集会等で説明する)
- ② 保護者へは、必要に応じて説明会や家庭訪問、文書を通して事実を説明するとともに、今後の対策等を伝える。
- ③ 相談・苦情の窓口及び担当を決めて、相談に応じるとともに苦情への対応を行う。

《事後措置》

- ① 生徒の心のケアに努める。
- ② 運営団体・播磨町から今後の対応について助言を得る。
- ③ 個人情報記載文書の管理に関するクラブ内のルールを再確認し徹底する。
- ④ 個人情報保護に関する研修を実施する。

☆個人情報記載文書等紛失防止のポイント

《地域クラブにおける具体的な取組》

- ① 個人情報の取扱要領の明確化と意識の高揚
年度当初、クラブ内会議で個人情報の取扱いについての申し合わせ事項を確認するとともに、個人情報の対象書類、責任者、取扱い、保管場所や方法を明示した個人情報書類一覧表を作成する等、何が個人情報に当たるのか共通理解を図る。
- ② 個人情報の取得上の配慮
指導者が作成する調査票や通知については、生徒や保護者から必要以上に個人情報を収集していないかという視点からも点検するとともに、収集する個人情報については、回収方法や取扱を確認する。また、その処理や廃棄が適切に行われるようにする。合わせて、個人情報の目的外利用、外部提供について、適正に行われているか点検する。
- ③ 個人情報記載文書等の保管方法
日頃から整理整頓を含め、管理できるロッカー等で保管するとともに、個人情報を含む原稿や試し刷り紙を放置しない。
- ④ 行事等にかかわる一時的な持ち出し
遠征、大会等においては、家庭連絡用名簿や保険証の写しを持ち出す場合、管理の一元化を図り、紛失に十分注意する。また、家庭訪問や突発的な生徒指導上の事件・事故で、重要な個人情報を持ち出す場合には最小限に努めるとともに、車内等に放置しないように十分注意する。

— 個人情報記載文書の誤配信・誤送付 —

☆事故発生からの対応のポイント

《状況把握とその対応》

- ① 事態を把握した指導者は直ちに地域クラブ代表者に報告する。
- ② その他の生徒の個人情報の漏えいがないかを把握するとともに、運営団体・播磨町へ電話で第一報を入れる。
- ③ 配信先に削除依頼をするとともに、誤配信・誤送付により個人情報が漏えいした生徒及び保護者に事実を伝え、謝罪する。
- ④ 生徒及び保護者への説明を行う。
- ⑤ 教運営団体・播磨町は、地域クラブ代表者と協議の上、必要に応じてマスコミへの情報提供を行う。

《生徒、保護者への連絡等》

- ① 保護者会等に連絡し、事実や対応の説明を行う。
- ② 該当の生徒へは、集会等で事実を説明する。
- ③ 保護者へは、説明会や文書等を通して事実を説明する。

《事後措置》

- ① 生徒の心のケアに努める。
- ② 運営団体・播磨町から今後の対応について助言を得る。
- ③ 個人情報保護に関するクラブ内のルールを再確認し、徹底する。

7 火災

— 火災 —

☆火災発生からの対応のポイント

《初期対応》

- ① 火災発生場所、状況等を確認し、消防署に連絡するとともに、避難経路及び避難場所をクラブ員にはっきりと知らせる。
- ② 火気を使用している場合は消火するとともに、ガスの元栓等をしめる。
- ③ 恐怖と不安で生徒がパニック状態になっているので、指導者は、生徒が落ち着いて行動できるよう具体的な指示をする。

《避難する際》

- ① 指導者は生徒に対して、適切な避難経路を指示した上で先導する。
- ② 煙が発生している場合は、ハンカチなどで鼻・口を覆い、避難する。
- ③ 避難場所に集合後、人数確認をする。（出席簿等など必要なものを携行する。）

《避難場所での対応》

- ① 活動している生徒の確認及び負傷者の状況確認を行い、指導者は地域クラブ代表者に報告する。不明者がいる場合は地域クラブ代表者に報告するとともに、地域クラブ代表者の指示に従い速やかに捜索活動を行う。
- ② 初期消火、重要書類搬出を可能な範囲で行う。

《事後の対応》

- ① 活動場所の被害状況等を運営団体・播磨町に報告するとともに必要に応じて支援要請を行う。
- ② 生徒を帰宅させる場合は保護者と連絡がとれるまで、活動場所で待機させる。
- ③ 今後の予定等について保護者に連絡する。

《心のケア》

- ① ショックを受けている生徒に留意し、勇気づけるとともに安心させる。
- ② 心のケアを必要とする生徒に対しては、保護者等と十分に連携を図り対応する。また、PTSD（心的外傷後ストレス障害）になることも考えられるので、継続的な心のケアを行う。

☆安全指導、安全管理の充実

《安全指導》

- ① 地域クラブにおける防災教育は安全教育の一環として継続的に実施する。そのために、指導計画を作成し、活動全般を通じて体系的・計画的に行う。また、防災教育用教材を積極的に活用する。
- ② 指導者の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、応急手当の技能を向上するためのクラブ内研修等を実施する。
- ③ 防災訓練については、出火時間、出火場所等、様々な状況を想定しての実践的な訓練を計画的に実施するとともに、消防等関係機関の協力を得ながら、学校・地域防災組織と連携した合同訓練の実施に努める。
- ④ 指導者の役割分担に応じた防火体制の周知徹底を図る。

《安全管理》

- ① 日頃から、安全点検の実施計画（チェックリストを含む）を作成し、施設・設備の全般及び防火施設等について定期点検の実施を確認する。
- ② 活動場所等においては、緊急時に対応できるような必要な物品の保管場所を定め、分散して常備するとともに定期的に点検を行う。
- ③ 地域クラブや地域の実態に即し、火災の発生に伴う具体的な防災計画を作成する。

8 自然災害

— 地震 —

☆災害発生からの対応のポイント

《初期対応》

- ① 緊急地震速報が放送されたときは、揺れが到達するまでの間に、生徒に対して危険な場所から離れ、身の安全を守るよう呼びかけるとともに、自身も身の安全を確保する。また、突然揺れに襲われた時も、可能な対応行動をとる。
- ② 普通教室で活動中の場合は、生徒を机の下に潜らせ、机の脚をしっかりと持たせる。
- ③ 身を隠すところがない場合は、周りに倒れそうな物がないか確認し、座布団や手近にあるカバン・本などで頭を覆い、できるだけ低い姿勢をとらせるなど、場所や状況に応じた適切な行動をとらせる。
- ④ 火気使用中の場合は、身の安全を確保した上で、火災発生の防止に努める。揺れがおさまったら、ガスの元栓を閉め、電気器具等のコンセントを抜く。
- ⑤ 恐怖と不安で生徒がパニック状態になっているので、指導者は、生徒が落ち着いて行動できるよう具体的な指示をする。
- ⑥ ドアや窓を開け、脱出口を1カ所以上確保する。
- ⑦ 激しい揺れは、1～2分程度で収まるので、落ち着いて行動する。

《避難する際》

- ① 指導者は生徒に対して、適切な避難経路を指示したうえで先導する。
- ② 負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。
- ③ 頭を覆い、上履きのまま、避難場所へ行く。
- ④ 煙が発生している場合は、ハンカチなどで鼻・口を覆い、避難する。
- ⑤ 海岸付近では、津波の恐れがあるため、できるだけ早く高台へ避難する。
- ⑥ 避難場所に集合後、人数確認をする。(出席簿など必要なものを携行する)

《行政機関への報告》

- ① クラブは、人的・物的被害状況を把握し、運営団体・播磨町に報告する。
- ② 必要があると判断したら、消防等の関係機関、町災害対策本部へ救助要請等を行う。

《帰宅》

- ① 生徒を帰宅させる場合には、余震や津波を考慮するとともに、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したりするなどした上で、適切な時期に行う。また、帰宅時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図る。なお、通学路の安全が確認できるまで、活動場所に生徒を留めらせる。
- ② 帰宅時刻を変更する場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡をとる。また、通学路の状況等により必要と判断した場合は、保護者への引き渡しを行う。
- ③ 避難所が開設された場合は、原則として保護者への引き渡しを行う。

《心のケア》

- ① ショックを受けている生徒に留意し、勇気づけるとともに安心させる。
- ② 心のケアを必要とする子どもに対しては、保護者等と十分に連携を図り対応する。また、PTSD(心的外傷後ストレス障害)になることも考えられるので、継続的な心のケアを行う。

《活動再開に向けた対応》

- ① 運営団体・播磨町と連携して、活動再開に向けた対応を行う。

☆安全指導、安全管理の充実

《安全指導》

- ① クラブにおける防災教育は安全教育の一環として継続的に実施する。そのために、指導計画を作成し、活動全般を通じて体系的・計画的に行う。また、防災教育用教材を積極的に活用する。
- ② 指導者の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、応急手当の技能を向上するためのクラブ内研修等を実施する。

- ③ 防災訓練については、様々な状況を想定しての訓練を計画的に実施するとともに、消防等関係機関の協力を得ながら、地域防災組織と連携した合同訓練の実施に努める。
- ④ 緊急地震速報のしくみ、放送される基準、放送される内容、放送された場合にとるべき行動等について、生徒及び指導者に周知徹底するとともに、訓練などの機会を通じて落ち着いて身を守る行動がとれるようにしておく。

《安全管理》

- ① 日頃から、安全点検の実施計画（チェックリストを含む）を作成し、施設・設備の全般及び 防火施設等について定期点検を実施する。
- ② 学校や地域の実態に即し、地震等の発生に伴う具体的な防災計画を作成する。また、学校が避難所となった場合の対応も、運営団体・播磨町と協議の上、定めておく。

— 台風・集中豪雨 —

☆災害発生からの対応のポイント

《初期対応》

- ① テレビ、ラジオ、気象関係のホームページ等で、気象情報や河川情報、避難勧告等の発令を確認する。
- ② 公共交通機関の状況をインターネット、電話等で確認する。
- ③ 学校周辺の冠水状況を常時監視する。
- ④ 風雨の状況により、生徒を学校等に留めさせたり、保護者への引き渡しを行ったりなどする。

《避難する際》

- ① 指導者は生徒に対して適切な避難経路を指示したうえで先導する。
- ② できるだけ早く高所、高台へ避難する。
- ③ 学校等外へ避難する際は、排水溝や側溝などが冠水で分からない場合があるので、気をつける。
- ④ 避難場所に集合後、人数確認をする。（出席簿など必要なものを携行する）

《行政機関への報告》

- ① 地域クラブ代表者は、人的・物的被害状況を把握し、運営団体・播磨町に報告する。
- ② 必要があると判断したら、消防等の関係機関、町災害対策本部、播磨町等へ救助要請等を行う。

《帰宅》

- ① 生徒を帰宅させる場合には、風雨の状況を把握するとともに、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したりするなどした上で、適切な時期に行う。また、帰宅時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図る。なお、通学路等の安全が確認できるまで、施設内に生徒を留めさせる。
- ② 帰宅時刻を変更する場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡をとる。また、通学路等の状況等により、必要と判断した場合には保護者への引渡しを行う。

《心のケア》

- ① ショックを受けている生徒に留意し、勇気づけるとともに安心させる。
- ② 心のケアを必要とする生徒に対しては、保護者等と十分に連携を図り対応する。また、PTSDになることも考えられるので、継続的な心のケアを行う。

《活動再開に向けた対応》

- ① 運営団体・播磨町と連携して、活動再開に向けた対応を行う。

☆安全指導、安全管理の充実

《安全指導》

- ① クラブにおける防災教育は安全教育の一環として継続的に実施する。そのために、指導計画を作成し、クラブ活動全般を通じて体系的・計画的に行う。
- ② 指導者の防災教育に関する指導力や危機管理能力、応急処置能力を高めるため、クラブ内研修等を実施する。

- ③ 防災訓練については、様々な状況を想定しての訓練を計画的に実施するとともに、消防等関係機関の協力を得ながら、PTA・地域防災組織と連携した合同訓練の実施に努める。

《安全管理》

- ① 校区の過去の災害や被災の危険度について確認しておく。
- ② 気象情報や交通情報の収集方法を確認しておくとともに、平素から、関係機関等と十分連携をとり、災害発生時に迅速に情報を得られるようにしておく。
- ③ 日頃から、安全点検の実施計画（チェックリストを含む）を作成し、施設・設備の全般について定期点検を行う。
- ④ 排水溝、雨どい、側溝、雨水ます等の目づまり、屋根材のはがれや窓など開口部の破損等がないか点検・清掃を行う。
- ⑤ 重要な書類、機器、図書、教材、薬品等の危険物等を安全な場所に移動する方法を定めておく。
- ⑥ クラブや地域の実態に即し、風水害の発生に伴う具体的な防災計画を作成する。また、学校が避難所となった場合の対応も、運営他団体・播磨町と協議しておく。



てんいちさん



たてよこさん

9 新たな危機事象

— 弾道ミサイル —

☆事案発生からの対応のポイント

《危機発生時の対応》

- ① Jアラートにより緊急避難情報が発信された場合、指導者及び生徒は、Jアラートの内容を確認のうえ、避難指示が解除（弾道ミサイルの通過又は領海外の海域への落下等が発信）されるまでは、以下の行動をとる。
- ア 近くの建物の中、又は地下などに避難する。
- イ 近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
- ウ できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

【Jアラートにより緊急情報が発信された場合における指導者及び生徒の対応例】

【Jアラートにより緊急情報が発信された場合における指導者及び生徒の対応】				
区分	生徒の状況	Jアラートの内容		
		ミサイル発射 【避難開始】	ミサイルが通過又は日本の領海外の海域に落下 【避難解除】	ミサイルが日本の領土・領海に落下 【避難継続】
活動前・移動中	活動前 (自宅にいる場合等)	自宅待機し、状況に応じて、上記ア・イ・ウの行動をとる。	地域クラブ代表者は、休校や始業時間の繰り下げ等を行う場合、指導者及び生徒に周知する。	国や県、町からの指示に従い行動する。
	移動中 (徒歩、自転車、交通機関等により登校する場合)	自宅か活動場所の近い方に避難することを原則とする。また、状況に応じて、上記ア・イ・ウの行動をとる。 電車やバス等の公共交通機関に乗り込んでいる場合は、運転手等の指示に従う。	周囲の状況を確認し、移動を再開する。	国や県、町からの指示に従い行動する。 上記の指示がない場合、自宅又は活動場所のいずれか近い方に避難する。
活動中	屋内	指導者は、状況に応じて、上記ア、ウの行動をとるよう生徒を誘導する。	指導者は、生徒に避難を終了し、保育・授業を再開することを周知する。 教職員は、子どもに不審な物を発見した場合は、近寄らず、直ちに連絡するよう周知する。	国や県、町からの指示に従い行動する。 屋内にいる場合、指導者は、町等から指示があるまでの間、より安全な場所に避難するよう生徒を誘導する。 屋外で避難している場合、教職員は市等から指示があるまでの間、屋内に避難するよう子どもを誘導する。
	屋外 (校庭で活動している場合等)	指導者は、状況に応じて、上記ア、イ、ウの行動をとるよう子どもを誘導する。		
	町外 (大会・遠征等のため町外で活動している場合等)			
その他	帰宅後、週休日等	状況に応じて、上記ア、イ、ウの行動をとる。		国や県、町からの指示に従い行動する。

- ② 関係機関との連携
- ・関係部局、警察、消防との連携を図るとともに救急体制の整備を図る。
 - ・関係機関への連絡は、電子メールやファックス等を活用し、速やかに情報を伝達する。
- ③ 情報の収集と一元化（マスコミへの対応）
- ・速やかな情報の伝達と、指揮系統の確認をする。
 - ・マスコミとも連携を図り、確実な情報の把握に努める。

- ④ 運営団体・播磨町、保護者等への連絡報告
- ・運営団体・播磨町、保護者等の連絡体制を確認し、速やかに連絡できる体制を確保する。
 - ・生徒の保護者への引渡しについて、国や県、町からの避難指示が継続している間は、原則行わない。
 - ・避難指示が解除され、生徒を引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す生徒は、当該保護者の生徒に限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所待機させる。
- ⑤ 被害状況の把握
- ・生徒の被害及び学校施設・設備等財産上の被害がないか確認する。

《危機終息後の対応》

- ① 生徒に対し、不審な物を発見した場合は、近寄らず、直ちに指導者等に連絡するよう周知する。
- ② 関係機関等から、被害状況等の情報を収集する。
- ③ 早期に活動が再開できるよう、復旧及び支援等の対応策を検討し実行する。
- ④ 必要に応じて、医師等関係機関との連携を図り、生徒の心のケアに対応する。
- ⑤ 生徒の避難及び対応が適切になされたかを検証し、必要に応じて見直しを行う。

《危機の予防対策》

- ① 安全計画・危機管理マニュアル等の見直し
- ・あらかじめ活動内の避難場所を指定するなど、クラブの実態に即した安全計画等となるよう見直しを行う。
 - ・安全計画等の見直しは、当該自治体の国民保護計画や播磨町が発出する弾道ミサイル発射に係る対応通知等を踏まえ、指導者や生徒が状況に応じた対応ができるよう留意する。
 - ・事前に連絡体制及び役割分担を定めるなど、非常時において確実な対応ができる体制を構築する。
- ② 安全確保の方策等の共通理解
- ・安全計画等及び上記「危機発生時の対応」を踏まえ、生徒の避難場所や避難誘導等の安全確保の方策等について全指導者の共通理解を図る。
- ③ 生徒に対する安全指導
- ・生徒が適切に行動できるよう指導するとともに、保護者に対しても生徒への指導内容を周知する。なお、生徒及び保護者に対しては、必要以上に不安にさせることがないように十分配慮する。
- ④ その他の予防対策
- ・活動中の避難場所等については、できる限り事前に確認する。
 - ・関係機関と連携した避難訓練を推進するなど、クラブの実態に即した安全指導を行う。
 - ・移動中の生徒がＪアラートによる緊急情報を得ることが難しい場合は、あらかじめ、危機管理室等と連携して対策を検討する。
 - ・不断に関係省庁等からの情報の把握に努める。

Ⅳ 事後の危機管理

1 事後の対応

事故等発生後、速やかに生徒等の安全を確認するとともに、安全を確保した帰宅等の方法を検討する必要がある。

(1) 安否確認

事故等は、必ずしも指導者が付いている活動中だけではなく、休憩時間や活動場所への移動中などを含めた活動・時間帯に発生するおそれがあり、生徒等の負傷の状況や安否情報を収集する必要がある。生徒だけでなく指導者が負傷していることも考えられるため、安否確認できる体制を複数整えておくことや情報の集約については担当を決めて組織的に行う必要がある。

【安否確認の内容と指導者の対応】

安否確認については、状況別に整理しておくことが必要である。活動場所以外の場所に避難していることも想定し、緊急事態に迅速に情報提供してもらえるよう周辺の店や民家、子ども 110 番の家等と日頃から体制を作っておくことが大切である。また、クラブからの情報発信について、情報通信網が不通の場合に備え、地域や避難施設の掲示板などの活用や、事前に保護者等とルールを決めておくことも大切である。

① 生徒等が活動場所にいる場合の安否確認

- 負傷者がいるかどうか、全員を集合させるもしくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- 生徒等が活動場所以外に出て、周辺の店や民家、子ども 110 番の家などに避難していないかを調べる。
- 活動場所以外の活動中の場合も上記のような安否確認を行い、学校に報告する。

② 生徒等が移動中や自宅にいる場合の安否確認

生徒等の自宅やその周辺、活動場所周辺の店や民家、子供 110 番の家、避難所などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べる。その際、指導者は被害（二次被害等も含め）に巻き込まれないように注意することが大切である。

③ 安否情報の集約

- 地域クラブで情報を集約する場所、総括担当者を決め、確認を進める。
(事前に負傷者名簿を備えておくことが大切である。)
- 負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当での実施や救急車の要請などの対応を行う。

(2) 引渡しと待機

生徒等の安全確保を図るために、学校等に待機させるか、保護者に引渡すかなど、状況を把握し、生徒等の安全を第一に考えた判断をする必要がある。地域クラブ代表者は、緊急の対応を実施することを全指導者に周知し、事前に定められた役割分担に従い、直ちに具体的な対応を行う。

事故等により停電で情報手段の遮断されることも予想されることから、あらかじめクラブと保護者との間で対応を確認しておくことが大切です。また、地域住民、保護者、ボランティア等の対応状況を確認した上で、必要に応じて学校が行う緊急対応への支援を求めるなど、地域と効果的に連携することが必要である

① 引渡しの判断

引渡しの判断時には、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどの情報を複数の方法で収集し、生徒等の安全を最優先にした判断が求められる。その際、例えば次のようなことに留意して判断することが必要である。

事故等の発生後、安全が確保された場合でも、生徒等が不安や恐怖心を抱いているときには、保護者に引渡しをしたり、保護者による帰宅校時の引率やボランティア等による巡回を依頼したりするなど配慮が必要である。

引渡しの判断基準（例）

- 通学路に被害が発生していないか
- 地域の被害が拡大するおそれがないか
- 帰宅の時間帯に危険が迫ってこないか
- 引渡す保護者にも危険が及ばないか

② 引渡し手順の明確化

引渡しの際には、一度に多くの保護者が集まり、混乱、錯綜することが予想されるため、あらかじめ引渡しの手順を明確にしておくことが大切である。

例えば、年度初めに、緊急時引渡しカードに引渡し者を登録するなど、確実に引渡しが行えるよう、生徒及び保護者と手順を確認する。家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の生徒等については、活動場所に留めるなどの事前の協議・確認も必要である。活動中、帰宅中の対応についても同様に事前の協議・確認しておくことが求められる。

また、障害のある生徒等については、一層の配慮が必要になることから、個々の実態を踏まえた対策を行う。

2 心のケア

事故等に生徒等が遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、そのときの出来事を繰り返し思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障を来すことがある。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは、時間の経過とともに薄れていきますが、このような状態が、事故等の遭遇後3日から1か月持続する場合を「急性ストレス障害（Acute Stress Disorder 通称 ASD）」といい、1か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder 通称 PTSD）」という。そのため、事故等の発生直後から生徒等や保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切である。

なお、事故等の遭遇後まもなくASDの症状を呈し、それが慢性化してPTSDに移行するケースのほか、最初は症状が目立たないケースや症状が一度軽減した後の2～3か月後に発症するケースもあることから、なるべく長期にわたって心のケアを実施することが大切である。

また、被害生徒等の保護者や教職員は、自らのことを後回しにしたり、心身の不調に対し鈍感になったりすることがあり、心のケアが必要になることがある。被害生徒等にとっては、周囲にいる保護者や指導者が精神的に安定していることが大切である。

このため、自分自身の心身の不調に早めに気づき、意識的に休息したり相談したりするなど、心のケアが必要であることを理解することが重要である。なお、心のケアが長期にわたって、必要になることがあるため、被害生徒等がクラブ異動や転校した場合においても心の健康状態の把握や支援体制等を継続して行われるよう、学校間で引継ぎ等の連携を十分に図っておくことも必要である。



3 調査・検証・報告・再発防止等

事故等発生直後の対応が終了した後、被害に遭った生徒の保護者への対応、運営団体・播磨町への報告、保護者説明会や記者会見を含む情報の公表等多くの対応が求められる。その中で、事故等の原因と考えられることを広く集め、今後の事故防止に生かすために調査・検証を行い、調査結果を再発防止に役立てる。

(1) 調査の整理と保護者等への説明、対応

事故等発生直後の対応が終了した後、事故等の発生した経緯情報を整理し、保護者等へ丁寧に今後の方針を含めた説明などが必要となる。特に、保護者等への対応については、「指針」を基に事前に調査方法等のマニュアルや危機対応態勢の整備を教職員間で確認をし、共通理解を図っておくことが大切である。

- 事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理する。
- できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、クラブが知り得た事実は、被害生徒等の保護者に対し正確に伝える等、責任のある対応を行う。このとき、被害生徒等の保護者への対応に当たる責任者を決め、誠意ある事態への対処に努めることが大切である。
- 保護者間に臆測に基づく誤った情報が広がることを防ぐために、被害生徒等以外の保護者に対して、状況に応じて、クラブから速やかに正確な情報を伝えることが必要であり、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて保護者説明会等の開催など必要な情報共有を行う。
- 報道機関等へは、情報を整理し適宜提供します。その際、情報の混乱を避けるため、窓口を一本化することが重要である。

(2) 地域クラブ設置者への報告・調査・検証の実施及び再発防止

① 地域クラブ設置者への報告。基本調査の実施

【地域クラブ設置者(運営団体・播磨町)への報告】

重篤な事故（死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等）について地域クラブ設置者である運営団体のNPO法人スポーツクラブ21はりまと播磨町に報告する。（死亡事故については県・国まで報告）

【基本調査の実施】

基本調査は、対象となる事案の発生後速やかに着手する調査であり、事故等に至る事実関係を整理することを目的として実施するもので、基本的にクラブが実施する。

- 調査開始から3日以内をめどに関係する全ての指導者に記録用紙を配付し事故等に関する事実を記録するなど、可能な限り事実を集める。
- 現場に居合わせた生徒等に対しては、心のケアと事実関係の確認の両立を図る。聴き取り等に際しては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて判断を行い、必ず複数の指導者で対応するとともに状況に応じてスクールカウンセラーを同席させることも必要である。
- 整理した情報を地域クラブの設置者に報告する。
被害生徒等の保護者への最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に実施する。

② 詳細調査への移行

- 詳細調査は、基本調査の内容を踏まえ、事故等発生の原因の解明と再発防止策のために実施するものである。
- 詳細調査への移行の判断は、保護者の意向にも十分配慮しながら、地域クラブの設置者である播磨町が判断する。
- 地域クラブの設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施する。
- 調査委員会又は地域クラブの設置者は調査結果を被害生徒等の保護者に説明する。
（調査の経緯についても適宜適切に報告）
- 調査結果は、県・国に提出する。

③ 調査結果の公表・再発防止策の策定

- 調査の目標・目的に照らし、今後の事故予防・再発防止に調査結果を役立てることが必要である。
- 地域クラブの設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価する。

④ 保護者の意向を十分に踏まえた詳細調査の実施について

詳細調査を実施するかどうかは、地域クラブの設置者が判断するものですが、詳細調査の実施に係る保護者の意向を丁寧に確認して判断することが重要である。

また、詳細調査は、高い専門性と公平性・中立性が求められることから、学識経験者や医師、弁護士、学校 事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成される調査委員会を設置して行うことが求められるが、調査委員の選任に当たっては、地域クラブの設置者による恣意的な選任との疑念を抱かれぬよう、できる限り保護者と合意しておくことが必要である。

この他、調査の目的・目標、調査のおおむねの期間や 方法、入手した資料の取扱い、保護者に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等、詳細調査を行う上での基本的事項については、クラブの設置者のみで判断するのではなく、できる限り保護者と合意しておくことが必要である。

さらに、詳細調査の開始後も、必要に応じて保護者との意見交換の機会を設け、保護者の意見を十分に聴取しながら、調査を進めることが大切である。

（３） 対応時の留意すべき点

① 被災生徒等の保護者への継続的な支援

事故等発生時の初動の段階から、被害生徒等の保護者に対しては、保護者の心情に配慮した対応を行うことが大切である。

- 被害生徒等の保護者への説明は対応窓口を一本化し、説明が矛盾することなく、事実を正確に伝えるようにする。
- 被害生徒等の保護者は、大きなショックを受け、不安を抱えています。そのため、家庭訪問等により継続して寄り添っていく対応等が求められる。また、保護者の要望や状況に応じて信頼できるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を紹介し、相談・支援が受けられるように支援する。
- 被害生徒等の保護者への支援は、継続的に行う必要がある。
- 被害生徒等が死亡した場合は、被害生徒等の保護者の意向を確認の上、地域クラブとして通夜や葬儀にどう対応するか方針を定める。
- 葬儀が終わった後も、被害生徒等の保護者への関わりは継続して行い、地域クラブとの関わりの継続を求める 被害生徒等の保護者に対しては、他の生徒等の気持ちにも配慮しつつ、クラブに居場所を作る等の工夫を行う。
- 被害生徒等の保護者の感情に配慮し、専門的なケアの希望が出た場合には、信頼できる専門機関等を紹介又は情報提供を行う。
- 地域クラブは、クラブ活動の管理下で発生した生徒等の事故等に際しては、「スポーツ安全保険」について、保護者に説明する。その際は、給付対象外となる場合もあるため、制度について 正しく理解した上で説明する必要がある。また、被害生徒等の保護者の感情に十分配慮し、適切な時期に連絡し説明することが大切である。



《 資 料 》

- 報道対応
- 地域クラブ代表者及び指導者の行動ポイントチェックリスト
- 地域クラブにおける危機発生時の対応チェックリスト
- 事項等発生時の対処及び連絡体制

報道対応

原則、行政が対応することとしている。しかし、生徒や指導者の事件や事故の場合、警察発表等を受けた報道各社の取材が殺到することがある。そのような時は誠意をもって対応するとともに、遅滞なく運営団体・播磨町へ連絡を入れ指示を受ける。

以下は、一般的な報道対応である。参考としてほしい。

1 対応の基本姿勢

(1) 積極的な情報の公開

個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、事件・事故についての正確な情報と事実を積極的に公開する。また、事実を隠しているのではないかなどの誤解を生じさせないように、決して拒否的態度を取らない。ただし、公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その必要性をきちんと説明し理解を求める（一方的に「取材に応じられません」と言っても記者は理解してくれない）。

(2) 誠意ある対応

報道を通して、事件・事故の概要だけでなく、クラブの対応状況や今後の方針も広く保護者や地域の人々に伝えられるため、運営団体と報道機関との協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。

(3) 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合は、どの報道機関に対しても情報に差異が生じないよう公平に行う。

2 対応のポイント

(1) 窓口の一本化

説明は責任者(管理者)が窓口となり対応する。責任者が不在の時は、その旨をきちんと説明し、必ず責任者から連絡する。また、事故処理と報道対応に当たる指導者とを分けておくことが望ましいが、難しい場合は指導者間でできるだけ意思の疎通を図り、報道対応の情報を共有するようにする。

(2) 報道機関への要請

取材陣が一度に殺到し現場の混乱が予想される場合は、生徒の動揺を防ぎ、正常なクラブ運営を維持するため、取材に関し必要事項を文書等で報道機関に要請する。

(例)・敷地内への立ち入り可能箇所に関して

・生徒、指導者への取材の可否に関して 等

(3) 取材者の確認

報道機関の取材があった際には、記者の社名・氏名・電話番号等は必ず確認し記録する。

(4) 取材意図の確認及び準備

あらかじめ取材意図等を確認し、予想質問に対する回答案を作成するなどして、的確な回答ができるように準備する。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等への配慮はできているかなどの点に留意するとともに、播磨町、警察等関係機関と事前に協議する。

(5) 明確な回答

把握していないことや不明なことは、その旨を明確に答え、誤解につながる返答はしない。また、決まっていないこと、答えられないことはあいまいに答えず、その理由を説明し、対応できる時期を示す。万が一間違っていて説明したことが分かったときは、直ちに取材記者に訂正を申し出る。

(6) 播磨町との連携

事前に住民協働部協働推進課及び教育委員会と緊密に連携を図る。

「報道機関に事実を理解してもらうためのポイント」

1 基本原則

- タイミングよく責任者（管理者）が事実を公表する。

2 記者発表での留意事項

- どんなことがあっても嘘をつかない（厳守）。
- 隠蔽しない（隠せば隠すほど新聞等で大きく扱われることがある）。
- 不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。
- 言い訳をしない。
- 相手（被害者）の立場に配慮する。
- 情報の確認は「5W1H」を原則とするが、緊急時には迅速な対応が必要な場合もあり、「5W1H」がそろそろよりも一つの「What」や「現時点での情報」を優先して公表することもある。

3 クラブ内での注意事項

- 地域クラブ代表者は、事実をできるだけ広く正確に把握しておくことが必要である。
- クラブ内での情報の迅速な共有が必要である。

4 その他

- 公開する情報の内容について、事前に播磨町とよく協議しておく。
- 保護者等との信頼関係の構築が重要である
(マスコミへの情報源は保護者からのものが意外と多いことに留意する)。
- 生徒のプライバシーには十分配慮することが必要である。



てんいちさん



たてよこさん

「地域クラブの行動ポイント」 チェックリスト

《地域クラブ代表者及び地域指導者の行動ポイントチェックリスト》

《地域クラブ代表者》

1 把握する・伝える

- ☐ 指導者から報告・連絡・相談がなされたとき、きちんと聴く時間を必ずとるようにしていますか。
- ☐ 指導者からの報告や連絡等の機会を利用して、さまざまなアドバイスや意識的な質問を行ったり現場を見たりすることによって、相手の状況を把握し一人一人のクラブ活動の進捗状況などを把握していますか。
- ☐ 指導者に自分の考えや判断、見通しを積極的に話していますか。

2 サポートする

- ☐ 指導者に対し、問題やトラブルが発生したら、地域クラブ代表者に報告させるように徹底していますか。
- ☐ 指導者の問題点や間違いに気づいた時には、タイミングよく注意・指導するようにしていますか。
- ☐ トラブル発生時には、解決のための行動を率先して起こしていますか。

3 意識づける

- ☐ 緊急対応の際の手順を掲示していますか。
- ☐ 指導者のミスや失敗に対してフォローやアドバイスをしていますか。
- ☐ 他市町や近隣のクラブ等で発生した不祥事や事件・事故の情報を活用し、同様の事件・事故が自分のクラブで発生する可能性はないか、発生した場合にどうするかなど、機会あるごとに指導者と話し合っていますか。

4 つくる

- ☐ 「どんな意見も自由に言える」風通しのよい職場となっていますか。

《指導者》

- ☐ 「本当にこれで大丈夫だろうか」という意識を持って活動や事務に取り組み、疑問に思ったら躊躇せず地域クラブ代表者に報告していますか。
- ☐ 活動中で困難な問題やトラブルが発生したら、一人で抱え込まず、同僚や地域クラブ代表者に相談し解決しようとしていますか。
- ☐ 常日頃から、「迷ったら報告」「取りあえず第一報」「悪い報告ほど早く」を実践していますか。

地域クラブにおける危機管理発生時の 対応チェックポイント

1 情報の収集・管理 (情報収集)

- ☐ 情報収集責任者を定めたか。
- ☐ 通信手段の確保を行ったか。
- ☐ 危機の発生現場に指導者を派遣し、情報収集を行っているか。
- ☐ 関係機関から必要な情報収集を行っているか。
- ☐ 播磨町等 ☐ 警察・消防・健康福祉事務所等 ☐ P T A・自治会等団体
- ☐ 必要な情報を入手しているか。(優先順)
- ☐ いつ、どこで、何があったのか。(事実確認)
- ☐ それは、誰にまたは何に、どのような被害や影響を及ぼしたのか。(被害の確認)
- ☐ それに対し、どのような対応を行っているのか。(対応状況の確認)
- ☐ その被害や影響は今後、どのように進展していく可能性があるのか。(被害の進展の可能性)
- ☐ マスコミ等の取材はあったのか。
- ☐ 発生原因は何なのか。(原因の確認)

(情報内容の整理・管理)

- ☐ 情報を一元管理する担当者を決めたか。
- ☐ 収集した情報の記録・整理を行っているか。
- ☐ 対外的に連絡した情報の記録・整理を行っているか。
- ☐ 集まった情報のすべてを評価・判断して、「公開情報」「非公開情報」「事実」「推測」に分類しているか。

(情報の共有体制と提供方法)

- ☐ 情報を共有すべき者の範囲を定めたか。
- ☐ 情報を提供していく方法を定めたか。

(保護者や住民への情報提供の検討)

- ☐ 現時点で、保護者や地域住民への情報提供を行うべきか否かについて検討を行ったか。
- ☐ 運営団体・播磨町へ相談したか。

(関係者への報告)

- ☐ 運営団体・播磨町への連絡は行ったか。
- ☐ 保護者への連絡は行ったか。
- ☐ 生徒の学校への連絡は行ったか。
- ☐ 警察・消防・健康福祉事務所等関係機関への連絡は行ったか。
- ☐ P T A・自治会等の関係団体への連絡は行ったか。

(検討・決定)

- ☐ 検討事項の整理を行ったか。
- ☐ 今後の方針を決めたか。

(役割分担の確認)

- ☐ 対策を実施する各班の役割、責任者、構成員を定めたか。

(指導者の動員計画)

- ☐ 人員配置計画を定めたか。
- ☐ 人員配置計画に基づく人員の確保を行ったか。
- ☐ 配備する指導者の指名を行ったか。

2 応急対策の実施 (被害者への対応)

- ☐ 二次災害が発生することがないように安全性の確認を行ったか。

- ☐ 被害者の救出・救助活動を行っているか。
- ☐ 負傷者に対し必要な応急手当を行っているか。
- ☐ 被害者の状況の把握を行っているか。

(避難誘導)

- ☐ 避難場所・避難ルートの安全性の確認を行ったか。
- ☐ 避難誘導を迅速・円滑に行っているか。

(二次被害の防止)

- ☐ 発生箇所の安全性の点検を行っているか。
- ☐ 立ち入り禁止区域の設定を行うなど必要な応急措置を施しているか。

(連携すべき関係機関への応援要請)

- ☐ 関係機関（消防署、警察署、健康福祉事務所等）へ応援要請する必要があるか。

(連携すべき関係機関との確認事項)

- ☐ 連携して対応すべき事項について確認を行ったか。
- ☐ 連携が必要な事項
- ☐ 共有すべき情報とその管理

(生徒・保護者等への情報提供)

- ☐ 危機発生の混乱を防止し、安全・安心を確保するために必要な情報の提供を行ったか。
- ☐ 危機の発生状況
- ☐ 二次災害の危険性
- ☐ 生徒もや保護者、住民が取るべき適切な対応
- ☐ 応急対策の実施状況及び実施窓口
- ☐ 被害者等への支援の呼びかけ
- ☐ 生活関連情報
- ☐ 最適な手法で情報の提供が行われているか。
- ☐ 文書等の作成・配布
- ☐ 保護者説明会の開催
- ☐ 家庭訪問の実施
- ☐ ホームページの活用
- ☐ 保護者等からの問い合わせや要望等の対応窓口を設置したか。

(被害者等へのフォロー)

- ☐ 被害を受けた生徒やその保護者の救済にあたっているか。
- ☐ 心のケアや健康相談を実施しているか。
- ☐ 相談窓口を設置しているか。
- ☐ その他の相談窓口を設置する必要はないか。

(正常化に向けた対応)

- ☐ 正常化に向けた検討を行い、実施したか。
- ☐ クラブ体制の見直し
- ☐ 専門家、運営団体・播磨町等による支援の必要性
- ☐ 実施すべき取組（心のケア、生徒及び保護者への説明 等）
- ☐ 教育活動再開の時期
- ☐ 備品の充足や施設の修繕

3 再発防止

- ☐ 緊急時の対応を総括したか。
- ☐ 危険が発生した原因や対応を分析・評価したか。
- ☐ 危機管理マニュアルの改善をしたか。
- ☐ 生徒や保護者の再発防止策を周知したか。
- ☐ 信頼回復に向けた取組となっているか。

事項等発生時の対処及び連絡体制

